第５次

山県市
男女共同参画プラン（案）

2026.11.6時点案



多様な価値観を認め合い、
あらゆる分野において誰もがともに支え合い
自分らしく活躍できる山県市

目 次

**第1章　策定にあたって　・・・

第1章　策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

市では平成27年（2015年）に、男女一人一人が個性と能力を発揮し、もって新たな活力ある社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的として「山県市男女共同参画推進条例」を制定しました。令和4年（2022年）2月に策定した「第4次山県市男女共同参画プラン」において「男女共同参画社会に向けた意識づくり」「男女がともに多様な活躍ができ個々の価値観に配慮した施策の充実」「誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり」を基本目標とし、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、計画的に様々な施策を実施してきました。令和9年（2027年）3月をもって第4次プランの計画期間が終了することから、社会情勢や上位計画である「第3次山県市総合計画前期基本計画（※1）」を踏まえ、「第5次山県市男女共同参画プラン（以下「本プラン」といいます。）」を策定します。

※1　第3次山県市総合計画前期基本計画

第3次山県市総合計画前期基本計画とは、第3次山県市総合計画基本構想・前期基本計画と、まち・ひと・しごと創生法に基づく山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略のことです。

2. プラン策定の背景

平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、その中核として持続可能な開発目標（SDGs（※2））が掲げられ、「ジェンダー平等を実現しよう」が目標の一つとして位置付けられています。ジェンダー平等の実現は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の形成に向けた国際社会共通の重要課題となっています。

また、世界経済フォーラムが公表するジェンダー・ギャップ指数（GGI（※3））において日本は国際的にみて依然として低い順位にあり、特に政治・経済分野における男女間格差が大きい状況にあります。

国においては、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務が明確にされました。

同法に基づき策定された「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）では、男女共同参画の推進による「多様な幸せ（well-being）」の実現を目指し、男女が自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。また、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の経済的自立、貧困等生活上の困難への支援、防災・復興における男女共同参画の推進など、多様な課題への取組が示されています。

さらに、平成28年（2016年）には女性活躍推進法が全面施行され、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組が進められています。令和8年4月には改正法が施行され、情報公表義務の対象拡大など、女性の活躍を推進するための制度の充実が図られています。

岐阜県においては、令和6年（2024年）に「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」が策定され、

「男女がともに活躍できる社会づくり」「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」「未来の礎となる男女共同参画の基盤づくり」を政策の柱として、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような国際的な動向や国・県の取組に加え、本市においても、人口減少や少子高齢化、労働人口の減少に加え、働き方や価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は変化しています。

こうした中、性別にかかわらず、誰もが互いの価値観を認め合い、個性と能力を発揮し、自分らしく活躍できる環境づくりが重要となっており、誰もが安心して暮らし、ともに支え合える地域社会の実現に向け、男女共同参画の取組を一層推進していく必要があります。

また、令和7年(2025年)には「独立行政法人男女共同参画機構法」が制定され、令和8年(2026年)4月1日に独立行政法人男女共同参画機構が設立されました。同機構は、男女共同参画に関する施策を推進する中核的な機関として、国や地方公共団体、男女共同参画センター等と連携し、研修、調査研究、情報提供等を行うこととされており、男女共同参画を推進する体制の強化が図られています。

本市では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画を包含しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、本プランを策定するものです。

(1 貧困) (2 飢餓) (3 保健) (4 教育) (5 ジェンダー) (6 水・衛生) (7 エネルギー)



(8 成長・雇用) (9 イノベーション) (10 不平等) (11 都市) (12 生産・消費) (13 気候変動) (14 海洋資源)



(15 陸上資源) (16 平和) (17 実施手段)





※2 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。貧困や教育、環境、経済成長など幅広い課題について、17の目標と169のターゲットが設定されています。

SDGs の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」では、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず誰もが能力や個性を発揮できる社会の実現を目指しています。本市においても、男女共同参画の推進を SDGs の達成につながる重要な取組の一つとして位置付け、誰もが自分らしく活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

※3 ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

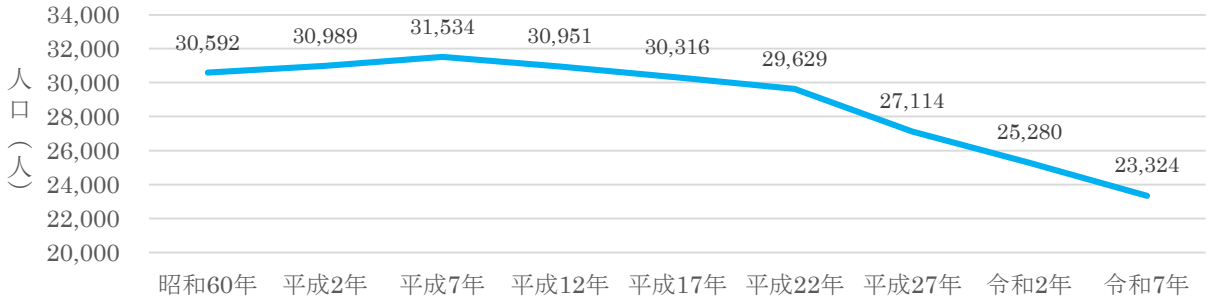
世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎ごとのデータから算出しています。

第2章　山県市の現状

1. 人口等の現状

本市の人口（平成15年の合併以前は高富町、伊自良村、美山町を足した人口）はそれまで増加を続けていましたが、平成7年の31，534人をピークに減少へ転じ、令和7年では 23,324人（R7国勢調査）と、30年で 8,210人減少しています。

図表1　人口



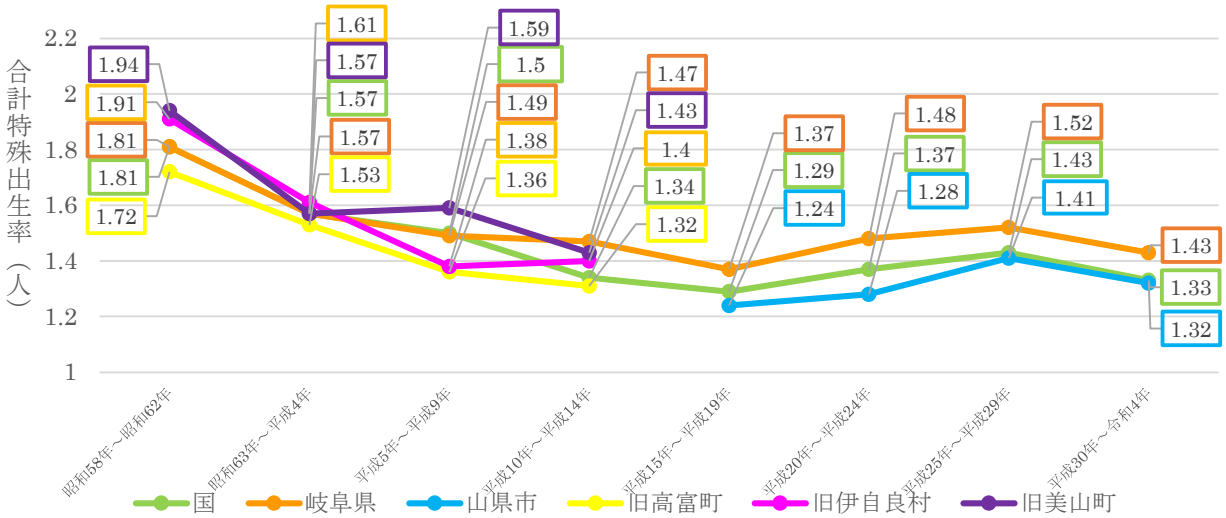
【出典：総務省「国勢調査」】

合計特殊出生率（※4）は、直近の推定値である平成30年～令和4年で1.32（ベイズ推定値）となっています。平成25年～平成29年の推定値と比べて0．09減少しており、国・県と同様に、全体的に減少傾向にあります。

※4　合計特殊出生率（ベイズ推定値）

合計特殊出生率（ベイズ推定値）とは、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に出産すると仮定した場合のこどもの数に相当します。

図表2　合計特殊出生率

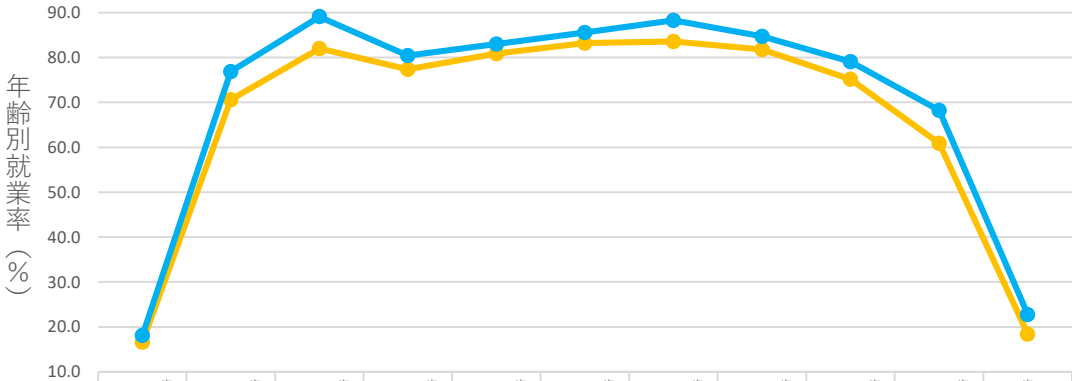


【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

全国の女性の年齢別就業率は、結婚や出産、子育て期にあたる30代で低下し、その後再び上昇する、いわゆる M 字カーブを描く傾向にありました。しかし、近年は育児休業制度の充実や働き方改革の進展などにより、女性の就業継続が進み、M 字カーブの谷は浅くなっています。

本市においても、平成27年から令和2年にかけて、全ての年齢階級で女性の就業率が上昇しており、30代における就業率の落ち込みはみられるものの、その水準は上昇しています。また、令和2年の就業率を国や岐阜県と比較すると、本市は多くの年齢階級で国や岐阜県を上回っており、30代を含め比較的高い水準となっています。

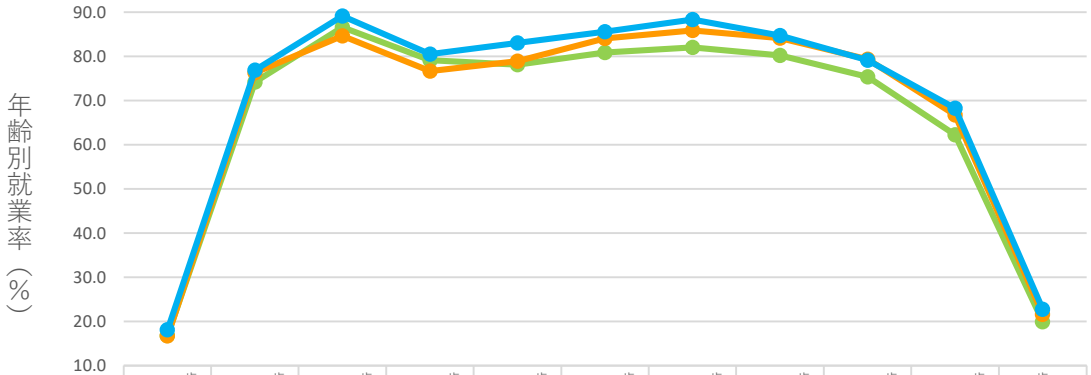
図表3　山県市における女性の年齢別就業率（平成27年・令和2年比較）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～60歳	60～64歳	65歳～
平成27年	16.6	70.6	82.0	77.4	80.9	83.2	83.6	81.8	75.2	60.9	18.4
令和2年	18.1	76.9	89.1	80.4	83.0	85.6	88.3	84.7	79.1	68.2	22.7

【出典：総務省「国勢調査」】

図表4　女性の年齢別就業率（令和2年：国・岐阜県との比較）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～60歳	60～64歳	65歳～
国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9
岐阜県	16.7	76.3	84.6	76.6	78.9	84.0	85.9	84.1	79.3	66.7	21.6
山県市	18.1	76.9	89.1	80.4	83.0	85.6	88.3	84.7	79.1	68.2	22.7

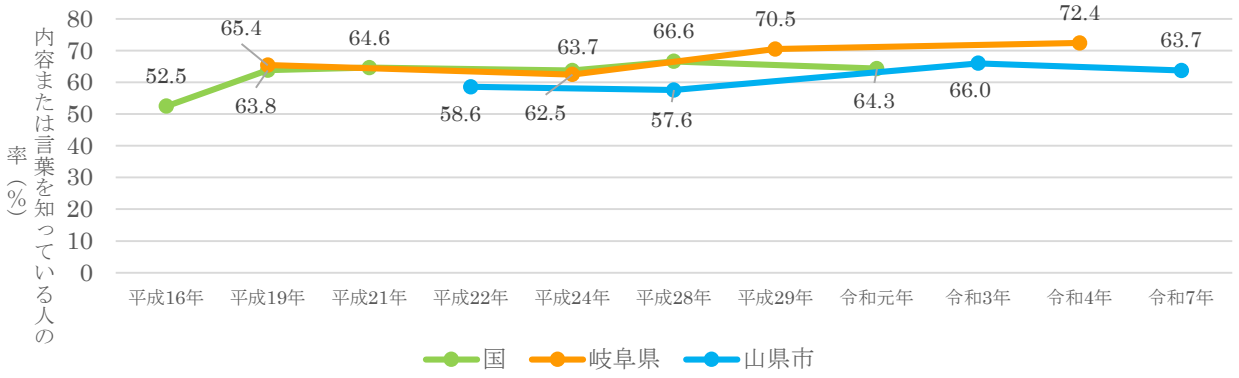
【出典：総務省「国勢調査」】

2. 国、県との比較による山県市の意識の特徴

「男女共同参画社会」という言葉の認知度について、「内容を知っている」又は「内容は知らないが聞いたことはある」と回答した割合は、国では平成24年63.7%、平成28年66.6%、令和元年64.3%となっており、岐阜県においても令和4年は72.4%と、国・県ともに60%以上で推移しています。

令和7年度に実施した「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という）では、平成22年の58.6%から令和3年には66.0%まで上昇したものの、令和7年は63.7%となり、前回調査からやや低下しました。しかしながら、平成22年と比較すると認知度は向上しており、男女共同参画に対する理解は一定程度進んでいることがうかがえます。

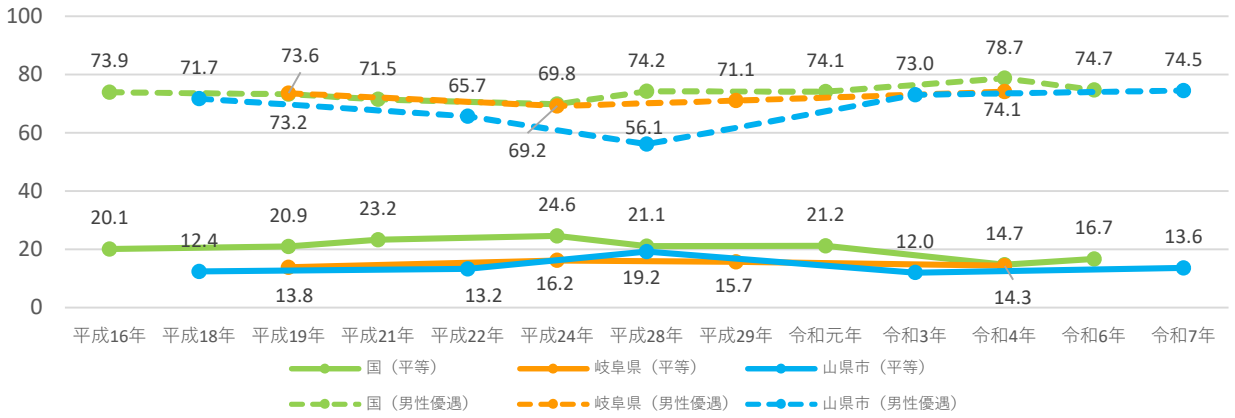
図表5 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



【出典：内閣府：男女共同参画に関する世論調査、岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：山県市男女共同参画に関する意識調査】

「社会全体が平等となっている」と感じる人の割合は、国は平成16年の20.1%から令和4年の14.7%まで低下しましたが、令和6年には16.7%に上昇し、県は平成19年の13．8%から令和4年の14．3%へと上昇しています。本市は平成28年の 19．2%から令和3年には12．0%まで減少しましたが、令和7年度は13．6%に再度上昇しています。

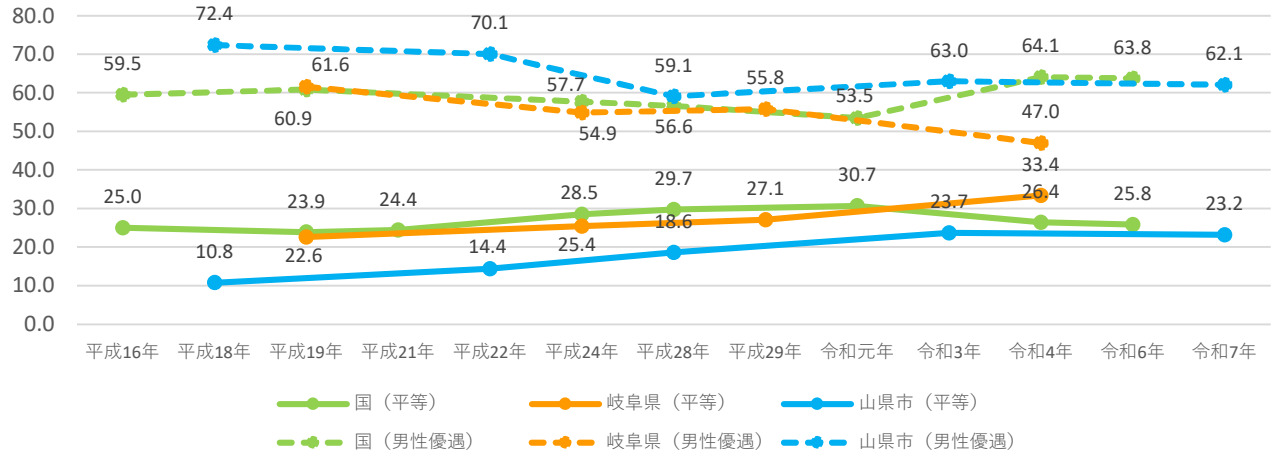
図表6 社会全体での男女の平等感



【出典：内閣府：男女共同参画に関する世論調査、岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：山県市男女共同参画に関する意識調査】

「職業の選択や職場において男女が平等となっている」と感じる人の割合は、国では令和元年の30.7%から令和6年の25.8%へ、本市では令和3年の23.7%から令和7年の23.2%とほぼ横ばいで推移しています。一方、岐阜県では平成19年の22.6%から令和4年の33.4%へ増加しています。

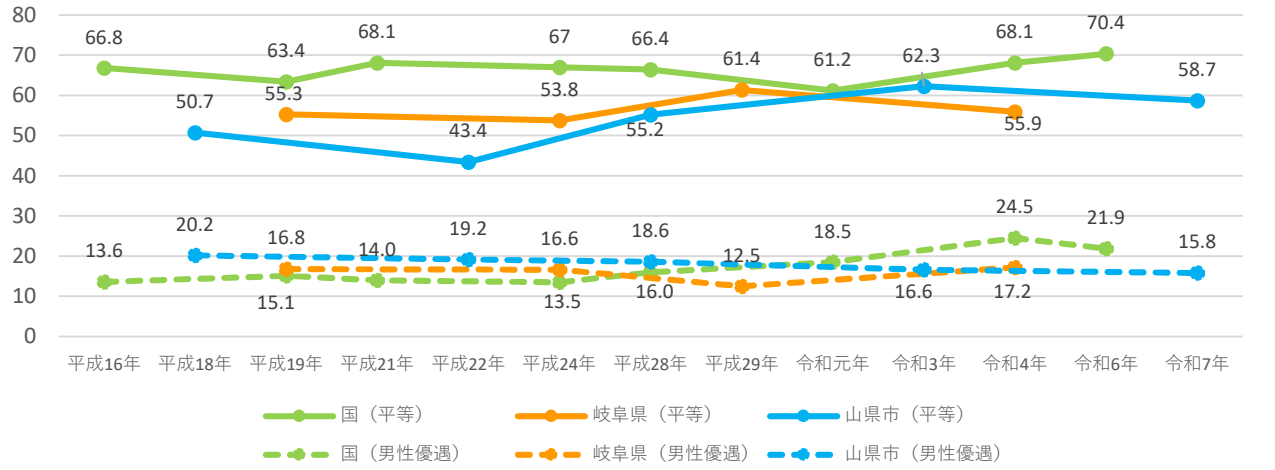
図表7　職業の選択や職場において男女が平等だと思う人の割合



【出典:内閣府:男女共同参画に関する世論調査、岐阜県:男女共同参画に関する県民意識調査、山県市:山県市男女共同参画に関する意識調査】

「学校教育で男女が平等となっている」と感じる人の割合は、国では平成16年の66.8%から令和6年の70.4%へ増加しています。一方、岐阜県では平成29年の61.4%から令和4年の55.9%へ、本市では令和3年の62.3%から令和7年の58.7%へと減少しており、本市も県と同様に直近の調査で低下しています。

図表8　学校教育で男女が平等だと思う人の割合



【出典:内閣府:男女共同参画に関する世論調査、岐阜県:男女共同参画に関する県民意識調査、山県市:山県市男女共同参画に関する意識調査】

第3章　施策の体系

1. 基本理念

少子高齢化の進行や人口減少、家族形態・働き方の多様化など、社会環境が大きく変化する中、誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現が求められています。

そのためには、性別による固定的な役割分担意識を見直し、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、多様な価値観や生き方を認め合い支え合うことが重要です。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら、家庭、職場、地域、防災など、あらゆる分野において誰もが主体的に参画し、それぞれの希望や能力に応じて活躍できる環境づくりを進める必要があります。

こうした考え方を踏まえ、本プランでは、「多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において誰もがともに支え合い自分らしく活躍できる山県市」を基本理念として掲げます。

2. 計画期間

本プランの計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

3. 計画の位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、男女共同参画を推進するための計画として位置付けます。

また、基本目標2を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく女性活躍推進計画に、基本目標3のⅡを配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づくDV防止基本計画にそれぞれ位置付けます。

なお、本プランは男女共同参画社会基本法及び山県市男女共同参画推進条例を策定根拠とし、第3次山県市総合計画前期基本計画を上位計画とします。山県市こども計画、健康山県21など市の関連計画と整合性を図るとともに、国の第6次男女共同参画基本計画及び第5次岐阜県男女共同参画計画の目標や方向等を踏まえたものとします。

4. 施策の体系

基本理念

多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において
誰もがともに支え合い自分らしく活躍できる山県市

本プランは基本理念に基づき、施策の体系を次のように定めます。

基本目標	具体的目標	施策の項目
1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	Ⅰ. 家庭・地域社会での男女共同参画の意識づくり	(1)家庭や地域社会での固定的な性別役割分担意識の解消 (2)人権尊重の意識啓発と相談体制の充実 (3)多文化共生、多様性への理解促進
	Ⅱ. 男女の差別意識のない職場づくり	(1)職場における男女共同参画の意識醸成 (2)各種ハラスメントの防止
	Ⅲ. 男女平等を基本とする教育と学習の推進	(1)男女共同参画の視点に立った保育・学校教育の推進 (2)男女共同参画を推進する生涯学習機会の充実
2 男女がともに多様な活躍ができ個々の価値観に配慮した施策の充実 【山県市女性活躍推進計画】	Ⅰ. 男女がともに活躍できる組織風土づくり	(1)雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進 (2)男女がともに活躍できる労働環境整備の促進
	Ⅱ. 多様な価値観を踏まえた女性の活躍推進	(1)自身の能力を発揮できる就業等の支援 (2)希望に応じたキャリア形成の支援
	Ⅲ. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)男女がともに家庭と職業生活を両立できる就労環境の整備 (2)子育て・介護支援制度の充実
3 誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり	Ⅰ. 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進	(1)行政政策や方針決定過程における女性の参画拡大 (2)男女共同参画を推進する人材の育成 (3)行政における男女共同参画の推進
	Ⅱ. あらゆる暴力を防止する社会づくり 【山県市 DV 防止基本計画】	(1)普及啓発活動の推進 (2)被害者相談の体制整備 (3)DV被害者支援に係る関係機関との連携促進
	Ⅲ. 誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1)ひとり親や貧困、障がい等により困難におかれている人々が安心して暮らせる環境の整備 (2)バリアフリーのまちづくりの推進 (3)健康で自立した生活を営むための支援 (4)地域生活において男女がともに活躍できる環境づくりの促進
	Ⅳ. 防災分野における多様な参画の推進	(1)防災分野への女性参画 (2)男女のニーズに配慮した避難所の整備

第4章　基本目標と施策の展開

基本目標1　男女共同参画社会に向けた意識づくり

《現状と課題》

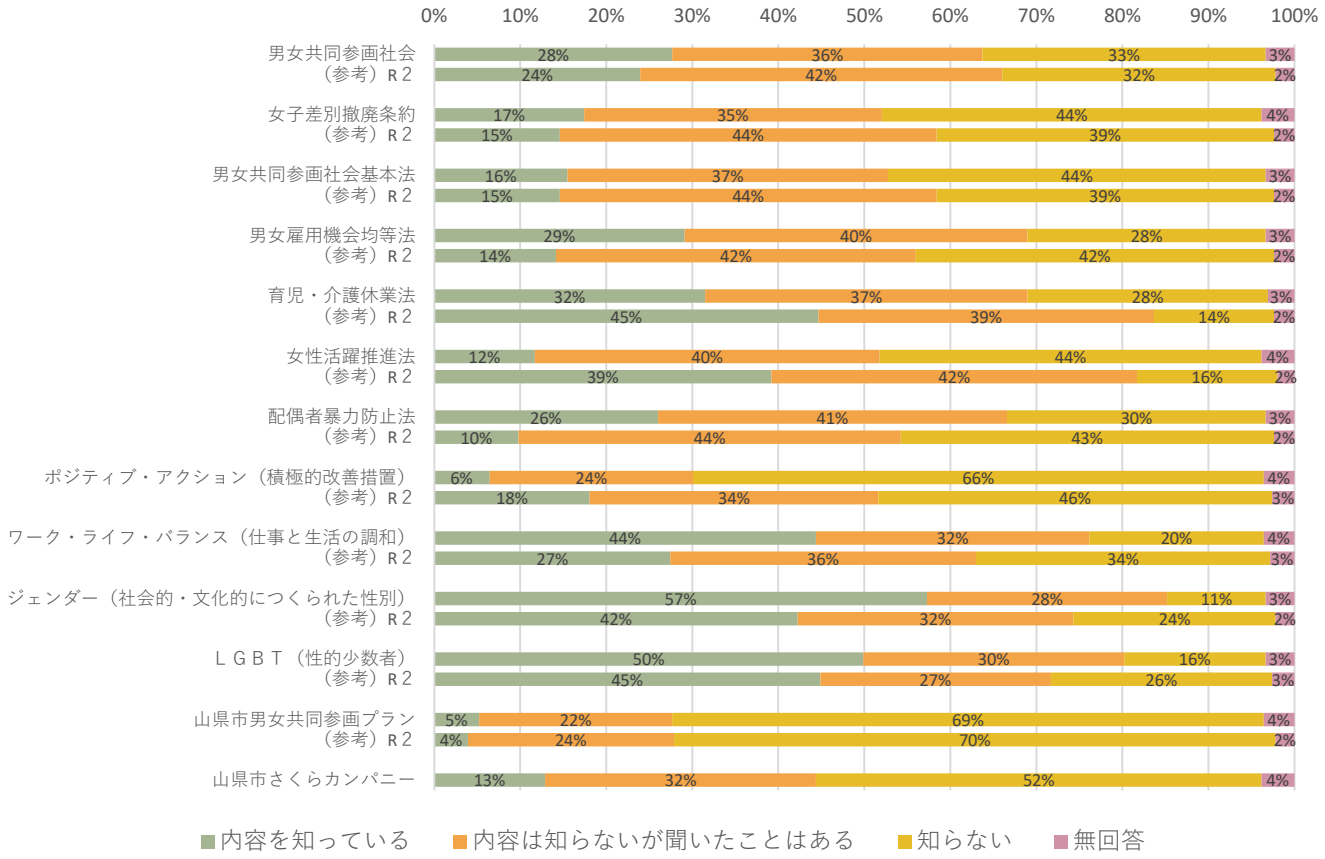
平成27年3月20日に山県市男女共同参画推進条例を制定し、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第4次山県市男女共同参画プランを策定し、各種取組を実施してきました。

しかし、意識調査（市民1,000人を対象に実施し、419人から回答。）では、男女共同参画に関する用語については、「知らない」が半数を超えるものもあるなど、用語によって認知度に差が見られ、男女共同参画に関する認知・理解が十分に進んでいるとはいえない状況にあります。

また、各分野における男女の平等感については、「平等」と感じる人が一定数いる一方で、多くの項目で「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇」と感じる人が「平等」と感じる人を上回る結果となっています。

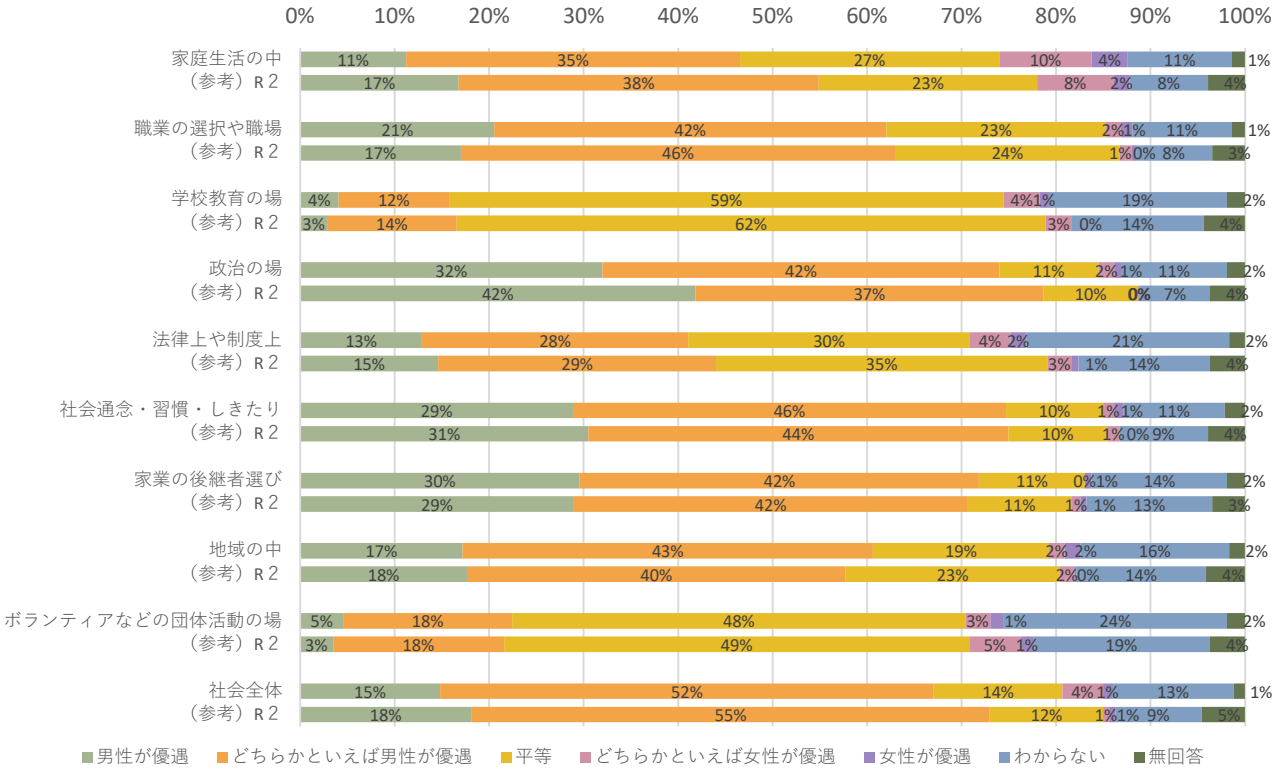
一方で、前回の意識調査と比較すると、男女共同参画に関する用語の認知度や各分野における男女の平等感について、向上している項目がある一方、低下している項目も見られます。このため、これまでの取組による一定の成果が見られるものの、男女共同参画に関する意識のさらなる向上に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。

図表9　男女共同参画社会に関する認知度



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

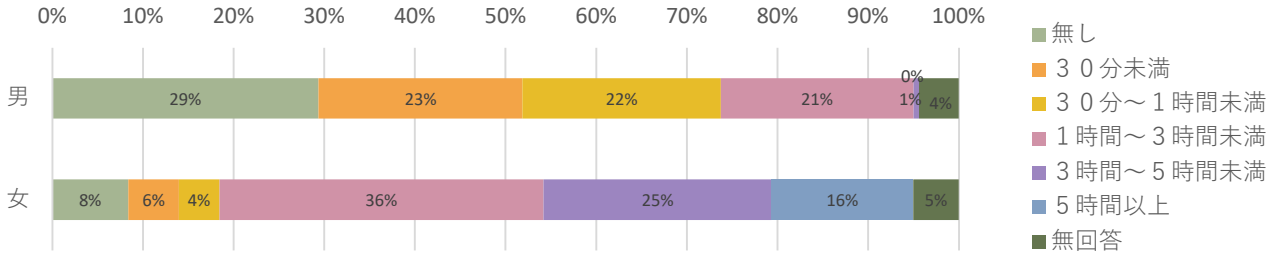
図表10　各項目における男女の平等感



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

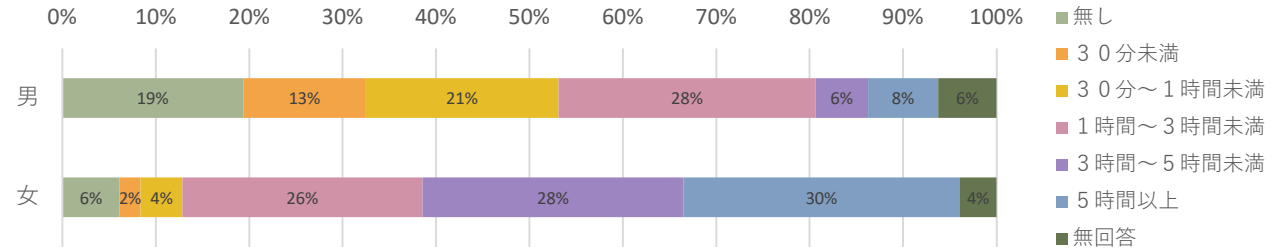
勤務日・勤務日以外を問わず、家事・育児・介護等に携わる時間に男女差がみられます。このような状況を改善するため、固定的性別役割分担意識の解消や、家事・育児・介護を男女がともに担う意識の醸成を図る必要があります。

図表11　勤務日における家事・育児・介護に携わる時間



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表12　勤務日以外における家事・育児・介護に携わる時間



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

外国人住民の増加や地域の多様化が進む中、国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。一方で、外国人住民にとっては、生活に必要な情報や行政サービスを十分に得ることが難しい場合もあることから、必要な情報を分かりやすく提供するとともに、相談しやすい環境を整えることが課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、性別にかかわらず誰もが能力を発揮し、安心して働くことができる環境づくりが重要となっています。職場におけるハラスメント(※5)の防止に向けた取組が必要となります。

男女共同参画社会の実現に向けては、こどもの頃から、一人ひとりの人権を尊重し、多様な価値観を認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きることができる意識を育むことが重要です。

保育園や学校は、こどもたちが初めて集団生活や社会生活を経験する場であり、お互いの個性や多様性を尊重しながら、自ら考え行動する力を育み、一人ひとりが能力や個性を発揮できる環境づくりが求められています。

そのため、家庭、地域、保育園、学校が連携し、男女共同参画や人権尊重に関する理解を深めるとともに、教職員や PTA、地域団体など教育に関わる様々な主体が男女共同参画の視点を共有し、こどもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方や働き方を主体的に選択できる意識を育むことが課題となっています。

※5 各種ハラスメント

パワー・ハラスメント(パワハラ)

職場において、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、労働者の就業環境を害することをいいます。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場において、性的な言動により労働者に不利益を与えたり、就業環境を害したりすることをいいます。また、採用活動等において、求職者等に対する性的な言動により、求職活動等が妨げられることも含まれます。

妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント等)

妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得や利用を理由として、嫌がらせや不利益な取扱いを受けることをいいます。

カスタマー・ハラスメント(カスハラ)

顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者からの言動であって、社会通念上許容される範囲を超え、その言動によって労働者の就業環境が害されることをいいます。

Ⅰ. 家庭・地域社会での男女共同参画の意識づくり



男女共同参画に関する法制度等の周知や人権尊重の意識啓発を行い、家庭や地域社会における固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。また、誰もが安心して生活できるよう、相談体制の充実を図ります。

さらに、地域で生活する外国人への積極的な情報提供や国際交流を進め、外国人も地域の一員として生活していける環境づくりを進めるとともに、互いの個性や文化、生活環境などの多様性を認め合い、理解を深める意識の醸成を図ります。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	家庭や地域社会での固定的な性別役割分担意識の解消	● 広報紙、ホームページ等による男女共同参画意識の啓発 ● 自治会等への男女共同参画意識の啓発	総務課 企画財政課
(2)	人権尊重の意識啓発と相談体制の充実	● 人権尊重の意識を高めるための普及啓発 ● 人権尊重の意識啓発等につながる図書等の充実 ● 人権相談、心配ごと相談の充実とプライバシーに配慮した相談体制の整備	福祉課 生涯学習課
(3)	多文化共生、多様性への理解促進	● 国際理解のための国際交流の推進 ● 行政文書における多様性への配慮	生涯学習課 各課

Ⅱ. 男女の差別意識のない職場づくり



企業等への意識啓発や情報提供を通じて、性別にかかわらず一人ひとりの能力や個性が尊重され、誰もが安心して働き、活躍できる職場づくりを推進します。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、職場における男女共同参画への理解を深め、誰もが働きやすい職場環境の整備を促進します。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	職場における男女共同参画の意識醸成	● 職場における男女共同参画推進に向けた企業等への働きかけ ● 優良企業の取組紹介等を通じた意識啓発	企画財政課
(2)	各種ハラスメントの防止	● 各種ハラスメント防止のための普及啓発と情報提供	農林商工課

Ⅲ. 男女平等を基本とする教育と学習の推進



保育園や学校において、人権尊重を基本とし、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれない意識を育む教育の充実を図ります。

また、誰もが生涯を通じて男女共同参画について学び、多様な価値観や生き方を認め合い、自分らしく生活できるよう、生涯学習の機会の充実を図ります。

	項目	施策の内容	担当課
（1）	男女共同参画の視点に立った保育・学校教育の推進	● 保育園、学校において性別にとらわれない、個性や能力、適性を生かした指導 ● 人権教育推進のための、市内小中学校の教職員を対象にした研修会の実施 ● 人権教育を通したこどもたちへの男女平等意識の定着 ● 固定的な性別役割分担意識の影響を受けずに、自らの意思で進路を決めることができる進路指導 ● 男女対等な関係の中で、自分の身体を大切にできる性教育の実施	こども・健康課 学校教育課 生涯学習課
（2）	男女共同参画を推進する生涯学習機会の充実	● 家庭教育学級等での人権研修会の実施 ● 人権感覚を豊かにするための研修や講演会の実施 ● 男女共同参画社会推進についての出前講座の充実	生涯学習課 企画財政課

基本目標2　男女がともに多様な活躍ができ
個々の価値観に配慮した施策の充実【山県市女性活躍推進計画】

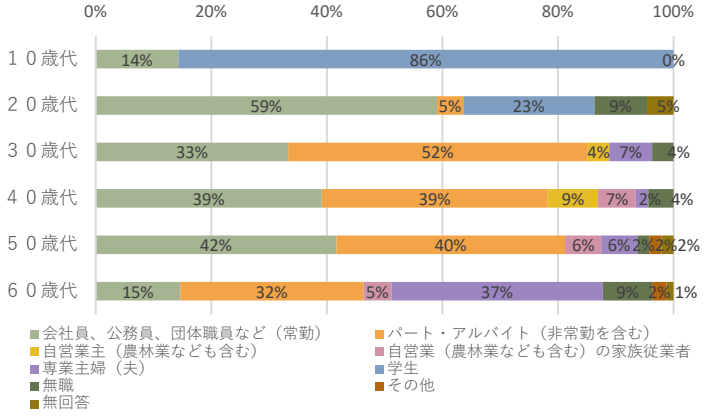
《現状と課題》

令和2年国勢調査によると、本市における職業に従事する女性の労働力率が53．2%で、岐阜県の54．3%を下回るものの、国の53．5%と同程度の水準となっています。

意識調査では、「こどもができても、子育てをしながら働き続ける方がよい」と考える人の割合は、令和2年と令和7年を比較すると、20代では38%から68%、30代では52%から59%に増加しています。こうした意識の変化を踏まえ、結婚・出産・子育て等のライフイベントにかかわらず、本人の希望に応じて働き続け、キャリアを形成できる環境の整備が必要です。

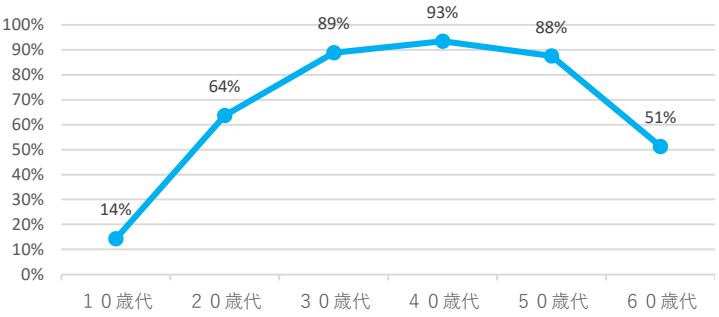
今後は、男女がともに仕事と家庭生活を両立し、多様な働き方や生き方を選択できるよう、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、キャリア形成を支援する取組を進めることが重要です。

図表13　女性の職業



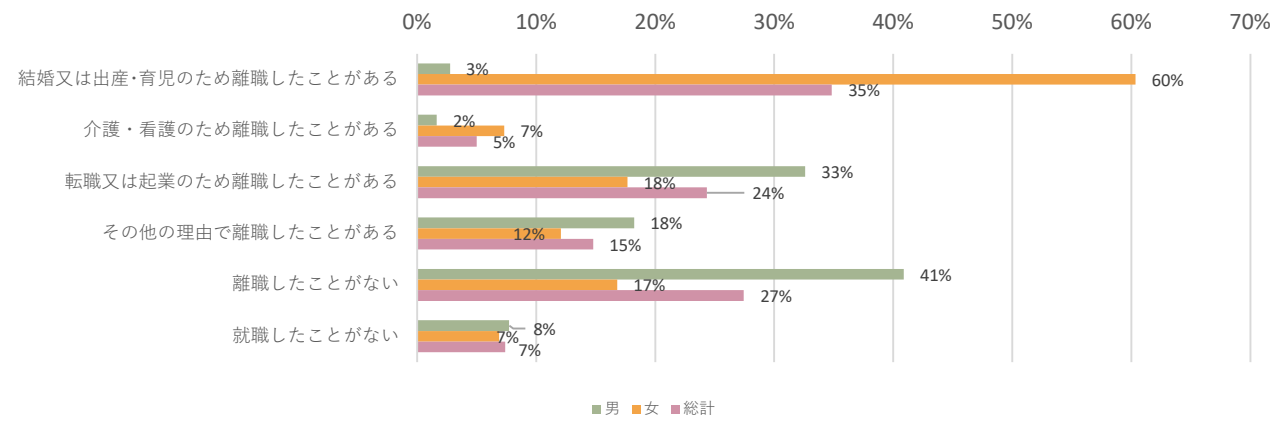
【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表14　女性の就業率



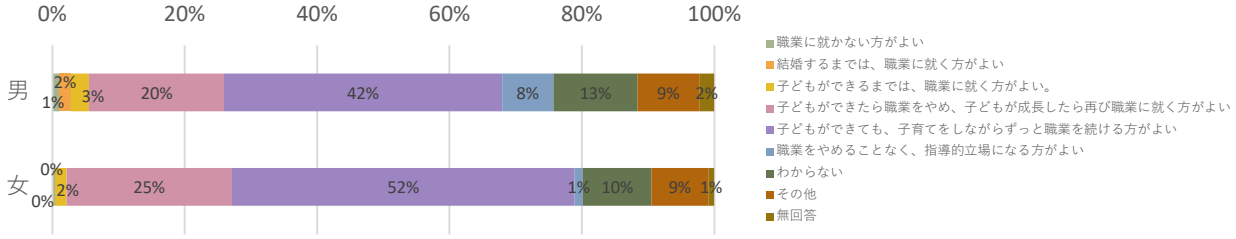
【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表15　離職の経験



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表16　女性の就労への意識



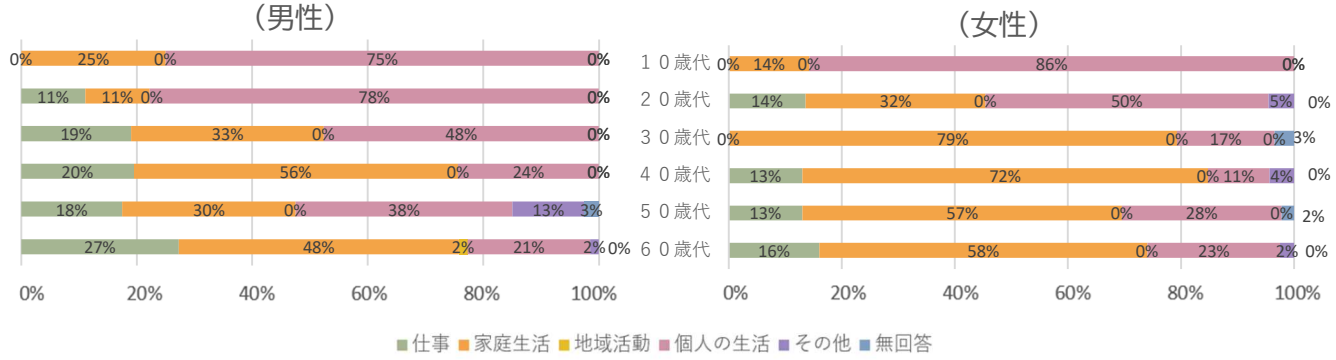
【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

生活の中で最も優先したいことについては、子育て世代の女性で「家庭生活」を選ぶ人が多く、「仕事」だけでなく、「家庭生活」や「個人の生活」の充実を重視するなど、生活に対する価値観が多様化しています。また、男性についても「家庭生活」を重視する人が多い一方、長時間労働などにより、家庭に携わる時間は女性と比べて少ない状況にあります。

こうした多様な価値観や生活実態を踏まえ、性別にかかわらず、一人ひとりが希望する働き方や生活を選択できる環境を整えることが重要です。特に、男性が家事・育児に主体的に参画できるよう、育児休業を取得しやすい職場環境づくりや、育児休業制度の利用促進などを進める必要があります。

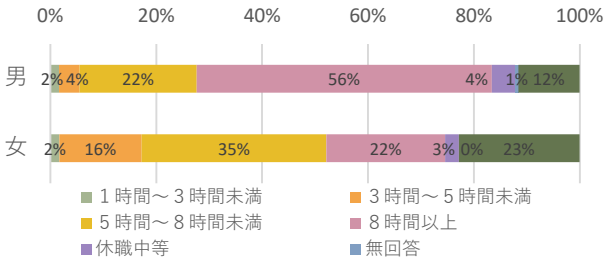
また、仕事と家庭の両立に必要な条件として、「休暇のとりやすい職場環境づくり」や「柔軟な勤務形態の導入」「保育・介護の施設サービスの拡充」が多く挙げられており、男女がともに家庭生活に参画しながら、希望する働き方を実現できる環境づくりが求められています。

図表17　生活の中で最も優先したいこと



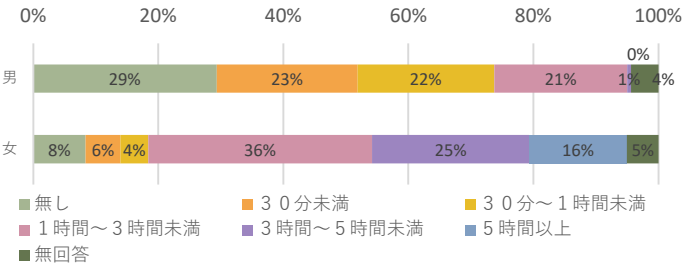
【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表18　一日あたりの仕事に携わる時間



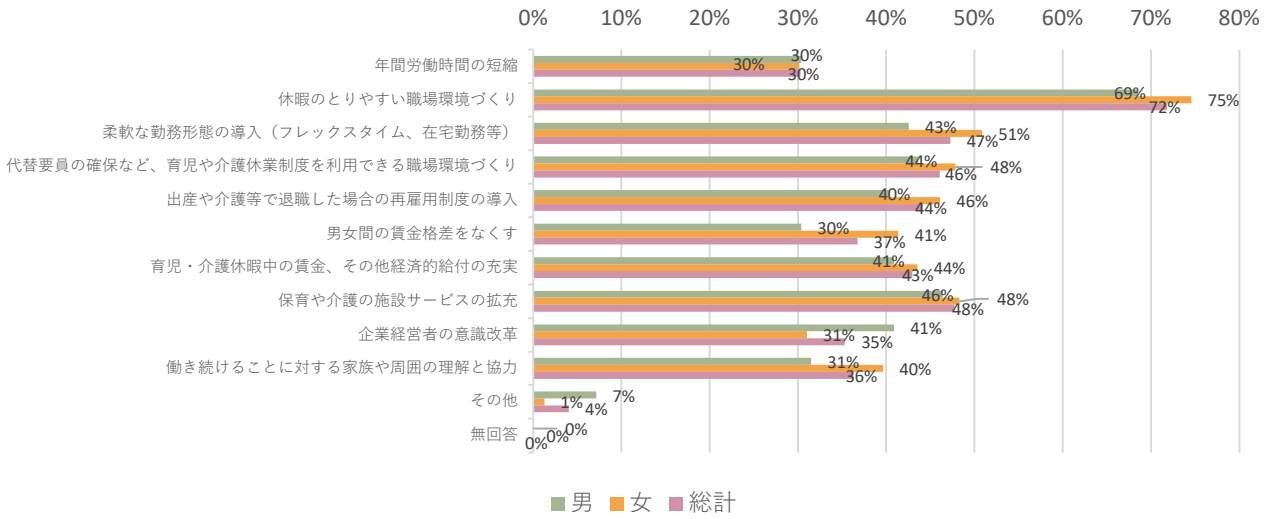
【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表19　勤務日における家事・育児・介護に携わる時間



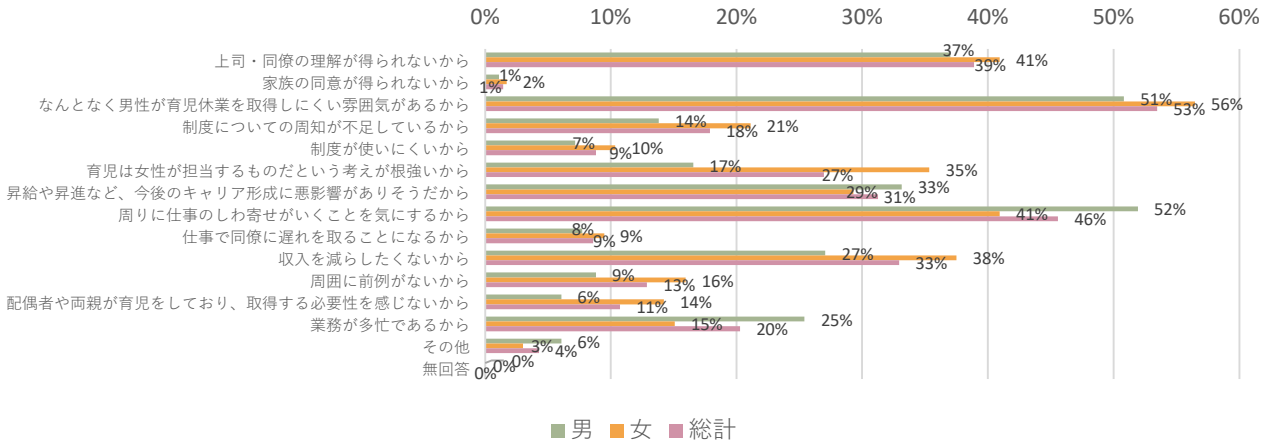
【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表20　仕事と家庭の両立のために必要な条件の整備



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

図表21　男性が育児休業を取得しない（できない）理由



【出典：山県市男女共同参画に関する意識調査】

近年、育児・介護休業法の改正などにより、男女がともに仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備が進められています。厚生労働省が推進する「共育（トモイク）プロジェクト（※6）」が掲げる「職場も家庭も、脱ワンオペ」のスローガンのもと、男性の育児休業取得促進や、育児休業を取得しやすい職場環境の整備、子育て期の柔軟な働き方の実現など、仕事と家庭生活の両立を支援する取組が進められています。

一方で、家庭における家事・育児等の負担には依然として男女差がみられ、固定的な性別役割分担意識や男性中心型の働き方・職場慣行の見直しが求められています。男女がともに希望する働き方や生き方を選択し、仕事と家庭生活を両立できる社会を実現するためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児・介護への参画促進など、職場と家庭の双方における環境整備が重要です。

本市においても、特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスの実現、時間外勤務の縮減、休暇取得の促進、仕事と子育て・介護等の両立支援、女性職員の活躍推進などに取り組んでいます。また、イクボス（※7）の取組を通じて、管理職のリーダーシップのもと、

男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めています。

　今後も、市が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとともに、市内事業所に対しても、男女がともに仕事と家庭生活を両立し、多様な働き方や生き方を選択できる職場環境づくりを促進していく必要があります。

※6　共育（トモイク）プロジェクト

厚生労働省が推進する、男女がともに仕事と家事・育児を担う「共働き・共育て」の実現を目指す取組。男性の育児休業取得促進や、共育てしやすい職場環境の整備などを図るものです。

※7　イクボス

ともに働く部下などの「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を考慮しつつ、その人のキャリア形成を支援する一方、自らも両立を楽しみながら、組織としての成果を上げる管理職のことです。

Ⅰ.男女がともに活躍できる組織風土づくり



性別にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮し、多様な働き方や価値観を尊重しながら活躍できる職場づくりを進めます。男女雇用機会均等法に関する啓発・情報提供や、企業におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置(※8))の推進を働きかけるとともに、女性の管理職登用や意思決定の場への参画を促進します。

また、男女がともに仕事と家庭生活を両立できるよう、男性の家庭生活への参画や、育児・介護等に配慮した柔軟な働き方を推進します。さらに、山県市さくらカンパニー(※9)認定制度の普及啓発・認定促進等を図り、誰もが働きやすく、安心して能力を発揮できる労働環境の整備を促進します。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進	● 事業者や市民に対する男女雇用機会均等法の啓発と推進 ● 関係機関との連携による雇用に関する相談体制の充実 ● 関係機関との連携による事業主等に対する女性管理職比率の改善やポジティブ・アクションの働きかけ ● 総合評価落札方式による入札における女性活躍を踏まえた評価項目の検討	総務課 企画財政課 農林商工課
(2)	男女がともに活躍できる労働環境整備の促進	● 山県市さくらカンパニー認定制度の普及啓発・認定促進 ● 家族経営協定(※10)の推進	企画財政課 農林商工課

※8　ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するために、男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供することをいいます。

※9　山県市さくらカンパニー

市が認定するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業・事業所などです。

※10　家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のことをいいます。

Ⅱ. 多様な価値観を踏まえた女性の活躍推進



女性が希望やライフステージに応じて能力を発揮できるよう、就業・再就職・職業訓練等の情報提供や相談支援を行うとともに、キャリアアップや学び直しなどのキャリア形成を支援します。また、結婚、妊娠・出産、育児、介護等のライフイベントによるキャリアの中断を防ぎ、希望に応じて就業を継続できる環境づくりを進めます。さらに、女性の健康上の特性にも配慮し、自分らしい生き方や働き方を選択できるよう、多様な選択肢やロールモデル等の情報提供を行います。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	自身の能力を発揮できる就業等の支援	● 女性の活躍に関する各種制度の情報提供と普及啓発 ● 福祉を担う人づくり推進助成(新たに福祉の資格を取得した者に対する助成金支給)など資格取得への支援 ● 職業生活以外における活動事例の紹介	企画財政課 福祉課 農林商工課
(2)	希望に応じたキャリア形成の支援	● 再就職に向けた情報提供 ● キャリア形成に資する情報の収集・発信	企画財政課

Ⅲ. ワーク・ライフ・バランスの推進



男女がともに仕事と家庭生活を両立し、ライフステージに応じた多様な働き方を選択できるよう、育児・介護休業等の各種制度や柔軟な働き方について、企業や市民への情報提供・啓発を行います。特に、男性の育児休業の取得や家事・育児・介護への参画を促進し、男女がともに家庭生活を担うことができる環境づくりを進めます。また、育児や介護による離職を防ぎ、安心して働き続けられるよう、仕事と家庭生活の両立に関する支援制度の利用促進や相談支援等を行い、誰もが希望に応じた働き方を実現できる環境の整備を促進します。

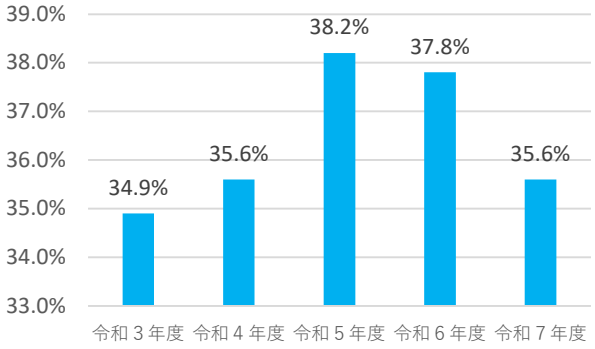
	項目	施策の内容	主担当
(1)	男女がともに家庭と職業生活を両立できる就労環境の整備	● 事業者や市民に対する育児休業や時短勤務など育児に係る制度の普及啓発 ● ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ● 山県市役所における男女共同参画の推進 ● 送迎負担を減らす地域交通の充実	総務課 企画財政課 農林商工課
(2)	子育て・介護支援制度の充実	● 一時保育、特定保育、延長保育等の充実 ● 放課後児童クラブの充実 ● 家庭教育支援、地域子育て支援拠点事業の充実 ● 子育て支援ネットワークの充実 ● ファミリーサポートセンター事業の充実 ● 育児や生活などの様々な分野の相談窓口の充実 ● 子育て支援活動を行っている NPO 法人等の支援と情報提供 ● 介護保険事業の充実	こども・健康課 福祉課 生涯学習課

基本目標3　誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

《現状と課題》

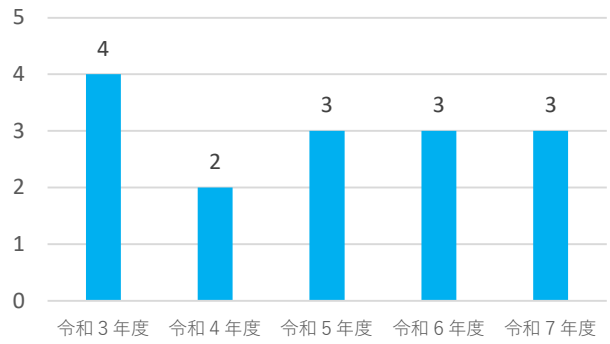
男女共同参画に基づいた地域づくりのためには、行政や審議会・委員会など、様々な場で男女がともに政策・方針決定に参画することが重要です。本市における審議会等の女性委員の割合は35．6％（令和7年4月1日現在）となっており、男性または女性の比率が偏っている審議会・委員会も存在します。

図表 22　女性の委員の比率



【出典：山県市関係各課】

図表23　男性委員・女性委員不在審議会等



【出典：山県市関係各課】

国では、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）を制定し、DV（※11）の防止や被害者の保護・支援に取り組んできました。令和5年（2023 年）の法改正では、令和6年（2024年）4月から保護命令制度が拡充され、身体に対する暴力に加え、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫も対象となるなど、被害者保護の強化が図られました。

また、令和7年（2025年）の法改正では、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等が接近禁止命令等の禁止行為に追加され、同年12月30日に施行されるなど、デジタル技術を悪用した DV への対策も進められています。

DVは重大な人権侵害であり、性別にかかわらず誰もが被害者となる可能性があります。被害が潜在化・深刻化しやすいことから、DVを許さない意識の醸成や早期相談につながる啓発、被害者が安心して相談できる支援体制の充実が重要です。

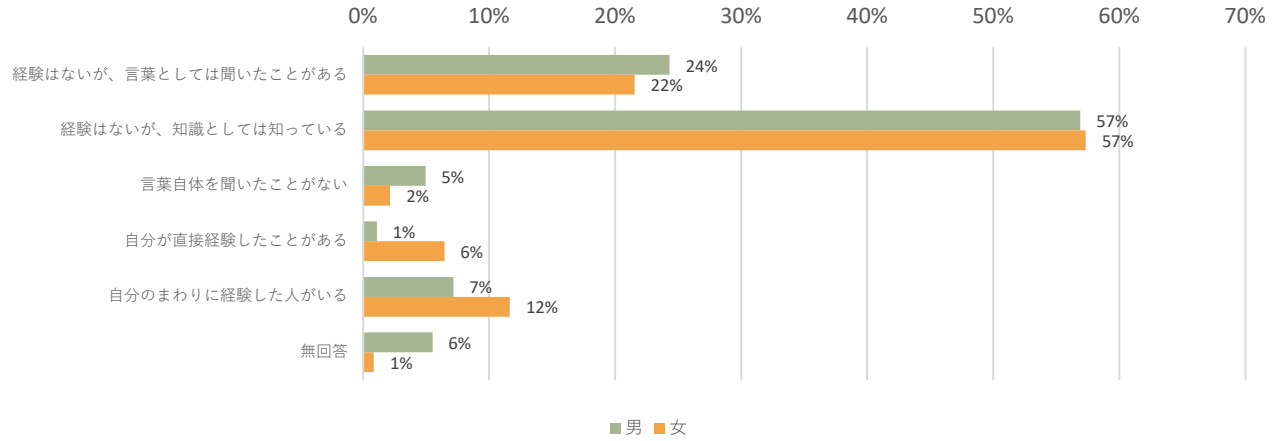
本市では、街頭啓発や広報等によるDV防止の啓発を行うとともに、家庭児童相談員による相談対応や関係機関との連携による支援を行っています。今後も、相談窓口の周知や啓発を進め、被害者の安全確保から自立まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、こどもへの性暴力を防止するため、令和6年（2024 年）に「こども性暴力防止法」が成立し、令和8年（2026年）12月25日に施行されました。こうした法整備を踏まえ、こどもが安心して教育・保育等を受けられる環境の整備も重要となっています。

※11　DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚関係にある者を含む。）やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいいます。DVは重大な人権侵害であり、被害者の心身に深刻な影響を及ぼすもの。

図表24　DV(ドメスティック・バイオレンス)の経験等

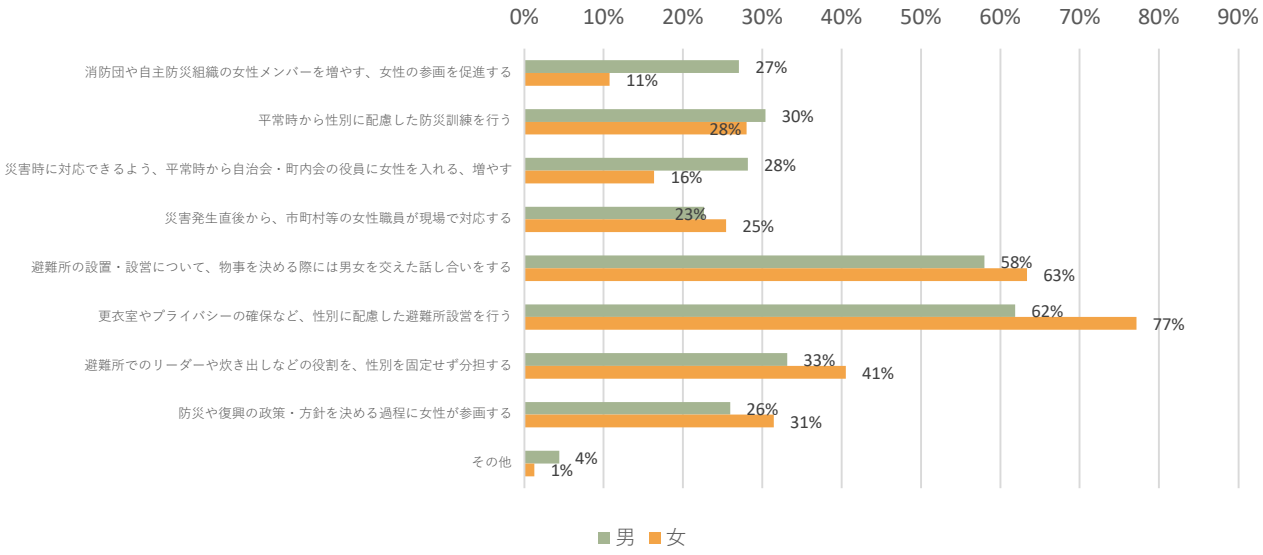


【出典:山県市男女共同参画に関する意識調査】

さらに、家族形態や雇用環境、地域社会の多様化が進む中、経済的な困難や健康上の課題、孤立など、様々な困難を抱える人への支援が重要となっています。性別、年齢、障がいの有無、国籍、家族構成、生活状況等にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしく生活できる地域社会の実現に向け、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援や相談体制の充実を図る必要があります。

また、近年は気候変動の影響等による自然災害の頻発・激甚化が懸念されており、防災・減災、復旧・復興の取組においても、男女共同参画の視点がますます重要となっています。本市では、「山県市地域防災計画」に基づき、避難所運営等への女性の参画促進や、男女それぞれのニーズに配慮した避難環境の整備を進めています。今後は、防災・減災、復旧・復興の各段階において、女性をはじめとする多様な主体の参画を促進するとともに、地域の防災活動や意思決定の場に多様な視点を取り入れ、性別や立場、生活状況等の違いによって困難が深刻化することのない、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進していく必要があります。

図表25　性別に配慮した防災・災害対応・復興対策に必要なこと



【出典:山県市男女共同参画に関する意識調査】

Ⅰ.政策や方針決定過程への男女共同参画の推進



政策や方針の決定過程において、男女それぞれの意見や多様な視点が反映されるよう、審議会や委員会等への女性の参画拡大を進めるとともに、男性委員又は女性委員不在審議会・委員会の解消や男女の構成比の均衡に努めます。

また、男女共同参画に関する理解を深め、地域や職場等でその推進を担う人材の育成を図ります。さらに、山県市役所においても、性別にとらわれず個人の能力や適性を生かした職務への配置や多様な職務経験の機会を確保するとともに、女性職員のキャリア形成や管理職への登用を進め、行政における男女共同参画を推進します。

	項目	施策の内容	主担当
(1)	行政政策や方針決定過程における女性の参画拡大	● 委員の男女比率改善の推進や男性委員又は女性委員不在審議会・委員会の解消 ● 官公庁などの発行物、新聞や情報誌などからの情報収集と発信 ● 行政情報の簡明化による行政参加への意欲の促進 ● パブリックコメントの積極的な運用	各課
(2)	男女共同参画を推進する人材の育成	● 議会における女性参画の意義についての理解促進 ● あらゆる分野での男女共同参画を図るための、分野に応じた人材情報の提供	企画財政課 議会事務局
(3)	行政における男女共同参画の推進	● 性別にとらわれない適切な人材配置と女性の管理職比率向上の推進	総務課

Ⅱ. あらゆる暴力を防止する社会づくり【山県市DV防止基本計画】



DVをはじめとするあらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力のない社会の実現に向けて、DVや性暴力、ストーカー行為、各種ハラスメントなどに関する正しい理解を深めるための啓発や情報提供を行い、互いの人権を尊重し合う意識の醸成を図ります。

また、被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知や相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質向上や二次被害の防止に努めます。さらに、被害者の安全確保や自立支援を適切に行うため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

	項目	施策の内容	主担当
(1)	普及啓発活動の推進	● DV防止に関する法制度や支援体制の情報提供や普及啓発 ● 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置制度の周知(被害者保護支援のための住民票・戸籍の附票の請求を制限する制度)	市民環境課 こども・健康課
(2)	被害者相談の体制整備	● DVなどに関する相談窓口の周知 ● DV被害者支援に関する関係機関との体制強化 ● 二次的被害を防止するため、研修などを通じた相談員のDVに関する知識の向上	こども・健康課
(3)	DV被害者支援に係る関係機関との連携促進	● 市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会で、DV被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携	こども・健康課

Ⅲ. 誰もが安心して暮らせるまちづくり



性別や年齢、障がいの有無、国籍、経済状況などにかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指します。ひとり親家庭や生活に困難を抱える人、障がいのある人など、それぞれの状況に応じた支援や相談体制の充実を図るとともに、心身の健康づくりや社会的孤立の防止、自立に向けた支援を進めます。

また、性別にとらわれることなく、誰もが地域活動やまちづくり活動などに参画し、その能力や個性を発揮できる環境づくりを推進します。さらに、多様な視点を取り入れた地域づくりを進め、誰一人取り残さない地域社会の形成を目指します。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	ひとり親や貧困、障がい等により困難におかれている人々が安心して暮らせる環境の整備	● 母子家庭、父子家庭など、ひとり親家庭の自立支援 ● こども食堂支援 ● 生活困窮者(生活保護に至る前の人)への自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援 ● 障がい者の自立支援	福祉課 こども・健康課
(2)	バリアフリーのまちづくりの推進	● 公共施設等のバリアフリー化	各課
(3)	健康で自立した生活を営むための支援	● 各種保健事業の充実 ● 生涯を通した健康づくりの推進 ● 病気治療と社会活動の両立の支援(アピアランスケアの推進(※12))	こども・健康課 生涯学習課
(4)	地域生活において男女がともに活躍できる環境づくりの促進	● 地域活動の支援と男女の参画推進 ● 地域に根ざした活動を行う NPO 法人等の育成支援と男女の参画推進 ● 地域おこし・まちづくり・観光に関する活動への男女の参画推進	総務課 企画財政課 農林商工課

※12 アピアランスケア

医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアです。

Ⅳ. 防災分野における多様な参画の推進



防災分野における女性の参画を促進し、多様な視点を取り入れた地域防災体制の充実を図ります。また、避難所においては、男女それぞれのニーズに配慮した環境整備や運営体制の充実に努め、誰もが安心して避難できる体制づくりを推進します。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	防災分野への女性参画	● 災害発生時の指定避難所の運営への女性の参画推進	総務課
(2)	男女のニーズに配慮した避難所の整備	● 避難所開設時におけるプライバシーの保護対策の実施	総務課

数値目標

基本目標1　男女共同参画社会に向けた意識づくり

成果目標	現状値(R7)	目標値(R13)	担当課
人権相談(窓口)の開催数(年間)	12回	12回以上	福祉課
人権教育における行動力の育成を主たる目的とする取組「ひびきあいの日」の実施(年間)	全小中学校で実施	全小中学校で実施	学校教育課
教職員人権教育研修会(年間)	1回	1回以上	学校教育課
学校人権教育推進委員会(年間)	2回	2回以上	学校教育課
職業の選択や職場について男女が平等だと思う人の割合	23.2%	30%	企画財政課

基本目標2　男女がともに多様な活躍ができ個々の価値観に配慮した施策の充実

成果目標	現状値(R7)	目標値(R13)	担当課
パンフレット・広報等による啓発事業の実施(年間)	6回	6回以上	企画財政課 農林商工課
さくらカンパニー認定企業数	30企業	45企業	企画財政課
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数(市内企業数)	8企業	12企業	企画財政課
一時預かりの利用者の受入率(年間)	100%	100%	こども・健康課
男性職員の育児休業取得率(年間)	100%	100%	総務課

基本目標3　誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

成果目標	現状値(R7)	目標値(R13)	所管課
女性委員の比率	35.6%	40%	総務課
山県市役所の管理職の女性が占める割合	27.8%	30%	総務課
パンフレットや広報等によるDV防止啓発事業の実施(年間)	1回	1回以上	こども・健康課
自治会連合会議における自治会役員への女性参加について啓発実施(年間)	1回	1回以上	総務課
女性の視点を取り入れた防災に関するワークショップ等の開催数(年間)	0回	1回以上	総務課
DVの内容を理解している人の割合	70.9%	80%	こども・健康課
社会全体で男女が平等だと感じる人の割合	13.6%	20%	企画財政課

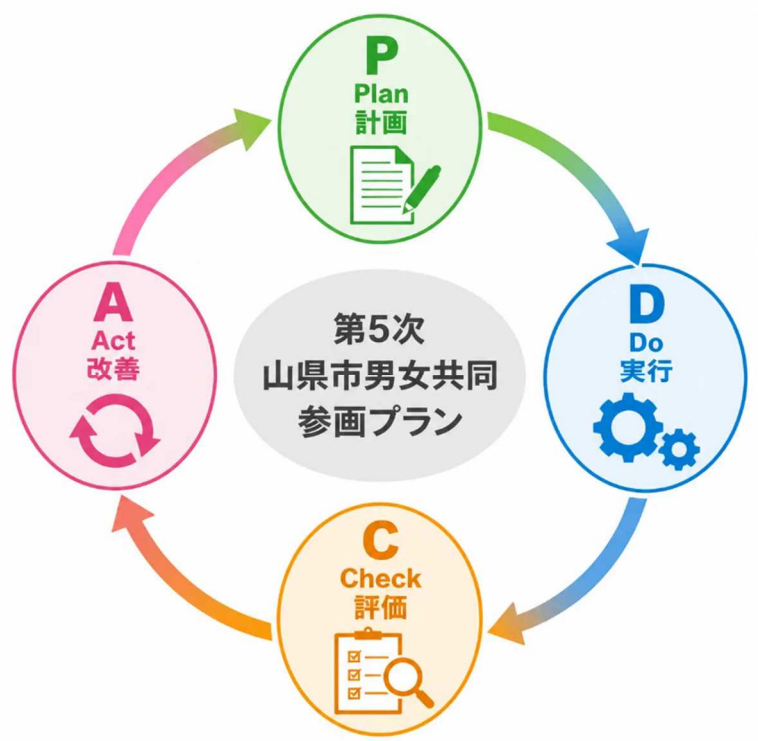
第5章　計画の推進

本プランに掲げる施策を着実に推進するため、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・評価）」「Act（改善・見直し）」によるPDCAサイクルに基づき、継続的な進行管理を行います。

各担当課において、本プランに位置付けた施策及び事業を実施するとともに、その実施状況や成果について毎年度点検・評価を行います。その結果を山県市男女共同参画推進プロジェクトチームにおいて取りまとめ、施策の進捗状況の把握及び関係課との調整を行います。

その後、山県市男女共同参画推進本部において進捗状況や課題を共有し、施策の方向性や改善方策について検討するとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。

また、進捗状況については山県市男女共同参画推進審議会へ報告し、専門的な見地からの意見や提言を踏まえながら、次年度以降の施策や事業へ反映することで、計画の実効性を高め、男女共同参画社会の実現に向けた継続的な取組を推進します。



1. 山県市男女共同参画推進審議会による審議

山県市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、山県市男女共同参画推進審議会を設置し、本プランの策定、変更及び進捗状況等について調査・審議を行うとともに、市長の諮問に応じて答申を行います。

（1）基本計画の策定及び変更に関すること。

（2）基本計画の実施状況及び進捗状況に関すること。

（3）男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関すること。

2. 山県市男女共同参画推進本部及び山県市男女共同参画推進プロジェクトチームによる施策の推進及び進捗管理

◆山県市男女共同参画推進本部

山県市男女共同参画推進組織設置要綱第1条の規定に基づき、市長を本部長、副市長を副本部長とし、課長等を本部員とする山県市男女共同参画推進本部（以下本部）を設置し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に推進するとともに、本プランの進捗管理を行います。

本部は以下の業務を行います。

（1）男女共同参画に関する施策の総合的な推進及び進捗管理に関すること。

（2）その他男女共同参画に係る重要事項に関すること。

◆山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム

山県市男女共同参画推進組織設置要綱第1条の規定に基づき、関係する課から選出したチーム員で構成する、山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム（以下プロジェクトチーム）を設置し、本プランの進捗管理等を行います。

プロジェクトチームは以下の業務を行います。

（1）施策の進捗状況の把握及び評価

（2）関係課との調整及び施策の推進

（3）本プランの見直しに関する検討

3. 山県市女性活躍推進協議会の設置及び審議

女性活躍推進法第27条及び、山県市女性活躍推進協議会設置規約に基づき設置し、女性の職業生活における活躍に関する取組を効果的かつ円滑に実施します。

協議会は以下の事項について、協議をします。

（1）山県市における女性活躍の推進に関すること。

（2）その他山県市の女性活躍の推進の達成に必要な事項に関すること。

4. 男女共同参画センター機能

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、本市も男女共同参画の取組を関係機関と連携し、地域における推進体制の充実を図ります。

本市は、以下の取組を行います。

（1）男女共同参画に関する情報提供及び啓発

（2）相談窓口の周知及び相談内容に応じた関係機関への案内

（3）県や関係機関との連携による相談・支援体制の充実

参考資料

1. 第5次山県市男女共同参画プラン策定の経緯 ……29

(1)第5次山県市男女共同参画プラン策定の経緯 ……29

(2)山県市男女共同参画推進審議会 ……30

(3)山県市男女共同参画推進本部 ……31

(4)山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム ……31

2. 山県市男女共同参画に関する市民意識調査 ……32

3. 関係法令等 ……47

男女共同参画社会基本法 ……47

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ……52

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ……60

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例 ……69

山県市男女共同参画推進条例 ……73

山県市男女共同参画推進審議会規則 ……76

山県市男女共同参画推進組織設置要綱 ……77

山県市女性活躍推進協議会設置規約 ……78

1. 第5次山県市男女共同参画プラン策定の経緯

（1）第5次山県市男女共同参画プラン策定の経緯

年 度	月 日	内 容
令和8年度	6月24日	第1回男女共同参画推進プロジェクト会議
	7月2日	第1回男女共同参画推進本部会議
	7月22日	第1回男女共同参画推進審議会
	9月16日	第2回男女共同参画推進プロジェクト会議
	10月1日	第2回男女共同参画推進本部会議
	10月26日	第2回男女共同参画推進審議会
	月 日～ 月 日	パブリックコメント実施（意見提出　人：　件）

（2）山県市男女共同参画推進審議会

任期：令和8年4月13日～令和10年4月12日

◎：会長　○：副会長

区分	役職等	氏　名	備　考
1号委員	学識経験を有する者	◎竹内　治彦	岐阜協立大学教授
2号委員	市民の代表	○木村　麻理	株式会社ママプロ代表・社会保険労務士
3号委員	事業者の代表	河合　弘喜	山県市商工会事務局長
4号委員	教育関係者の代表	川田　八重子	山県市教育委員
5号委員	人権擁護関係者の代表	千葉　由紀子	人権擁護委員
6号委員	その他市長が適当と認める者	曽我　　聖	山県市理事兼総務課長
6号委員	その他市長が適当と認める者	正治　裕樹	山県市こども・健康課長
6号委員	その他市長が適当と認める者	鬼頭　　都	山県市学校教育課長

事務局

職　名	氏　名
企画財政課　課長	宇留野　公男
企画財政課　課長補佐	奥村　竜也
企画財政課　主査	青木　智史

（3）山県市男女共同参画推進本部

◎：本部長　○：副本部長

職　　名	氏　　名
市長	◎林　　宏優
副市長	○久保田　裕司
総務課長	曽我　　聖
企画財政課長	宇留野　公男
税務課長	長谷部　尊徳
市民環境課長	棚橋　和夫
福祉課長	武藤　達也
こども・健康課長	正治　裕樹
農林商工課長	服部　裕司
建設課長	福井　　淳
水道課長	今井　孝哉
学校教育課長	鬼頭　　都
生涯学習課長	大西　義彦
議会事務局長	藤根　　勝
会計課長	丹羽　竜之

（4）山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム

◎：チームリーダー

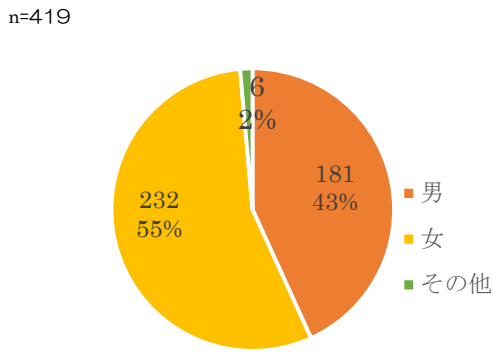
課　　名	氏　　名
議会事務局	大野　幹根
総務課	広瀬　　渉
企画財政課	◎奥村　公敏
市民環境課	磯部　貴裕
福祉課	笠井　隆司
こども・健康課	土田　浩司
農林商工課	榎並　京子
建設課	長屋　綾将
学校教育課	土田　哲也
生涯学習課	中島　幸子

2. 令和7年度「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」結果

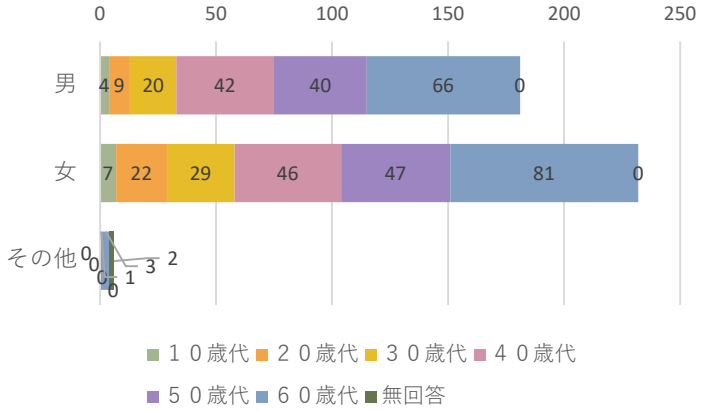
実施期間　：令和8年2月27日(金)～3月19日(木)
調査人数　：市民1,000人(男性500人、女性500人を住民基本台帳から無作為抽出)
有効回答数：n=419 人

　回答者は、男性181人、女性232人(その他6人)と、女性の方が多くなっています。また、年代別では、10代11人、20代31人、30代49人、40代88人、50代88人、60代以上150人と、年齢が上がるほど回答者が多い傾向となっています。

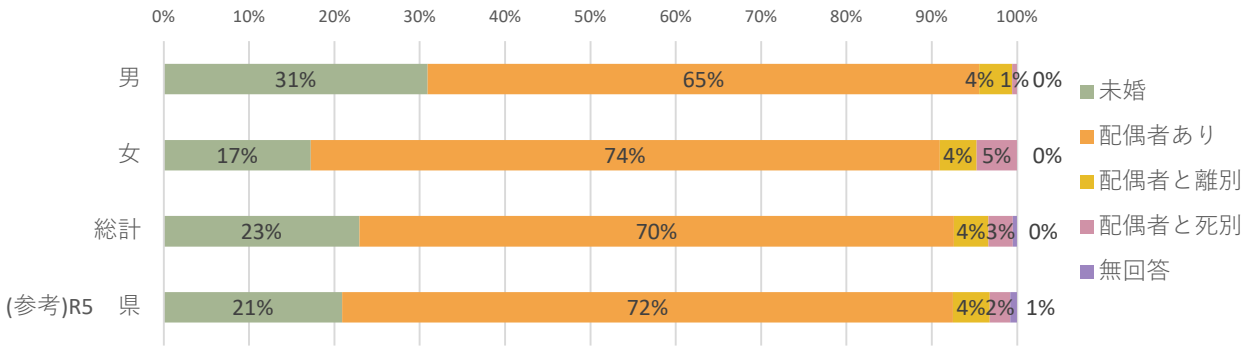
【問1】回答者属性【性別】



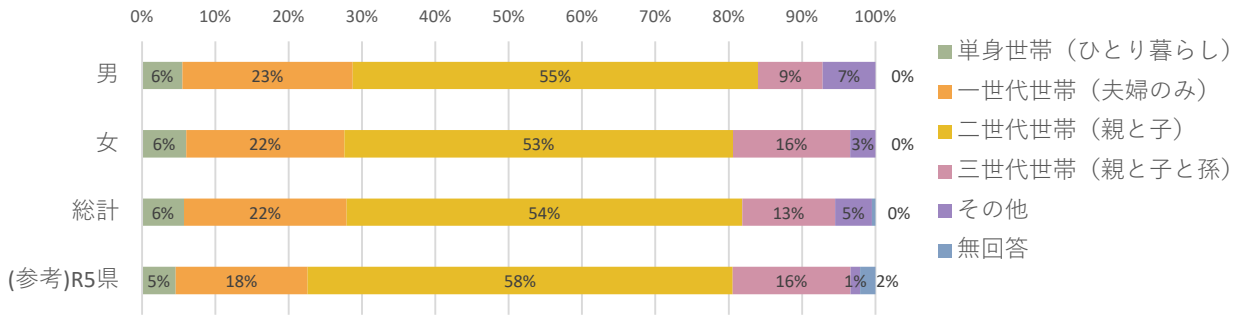
【問2】回答者属性【年齢】



【問3】回答者属性【結婚】

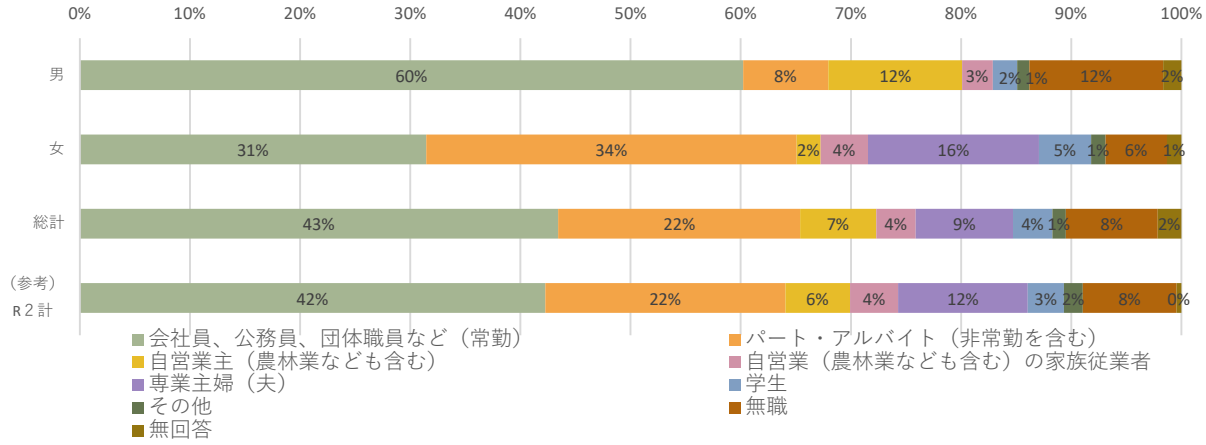


【問4】回答者属性【家族構成】

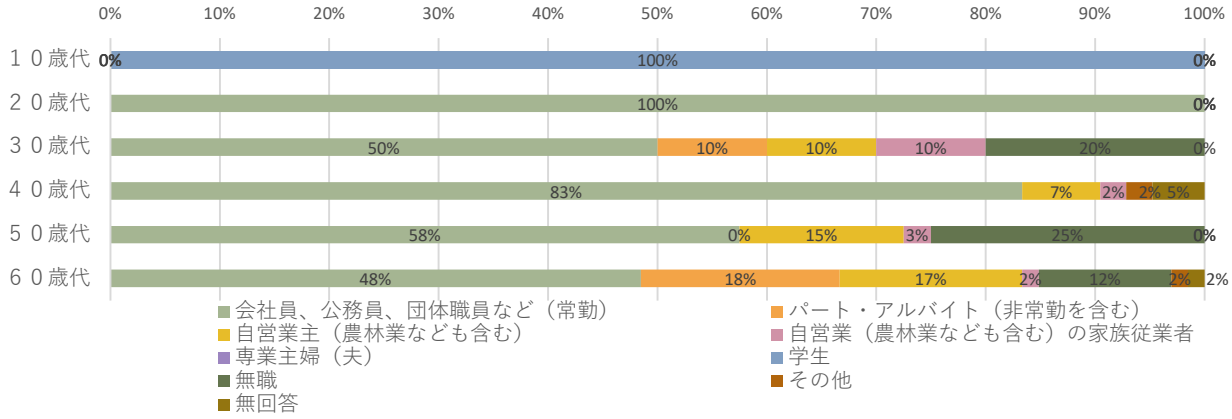


女性の常勤の正社員は男性と比べると低くなっています。女性の年代別の働き方については、「10～20代」は学生か常勤の正社員が多く、「30代」は非常勤パート・アルバイトが大幅に増加し、専業主婦も増えています。「40代」「50代」になると常勤の正社員が増え、非常勤パート・アルバイト、専業主婦は減少しています。

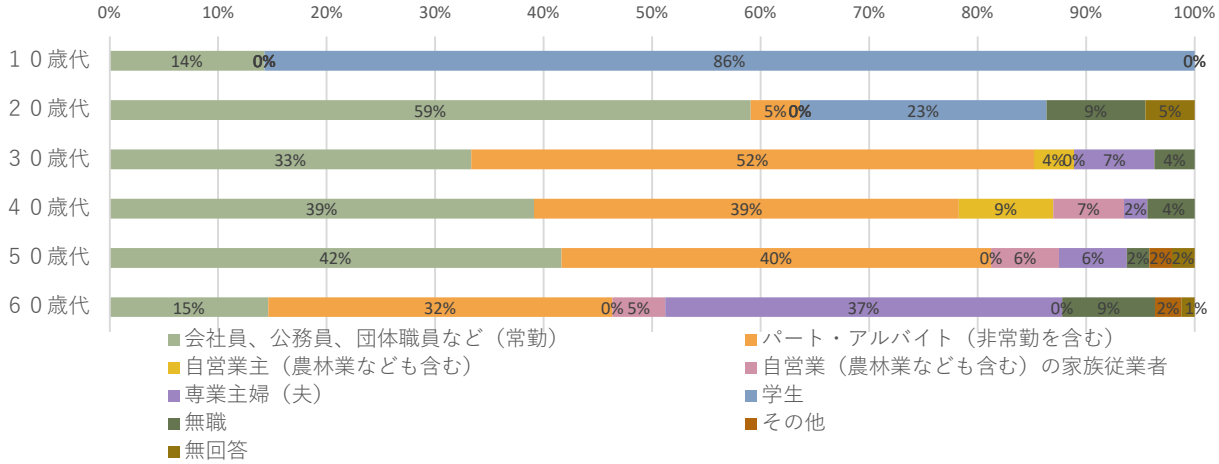
【問5】回答者属性【職業】



【問5】回答者属性【職業】男性

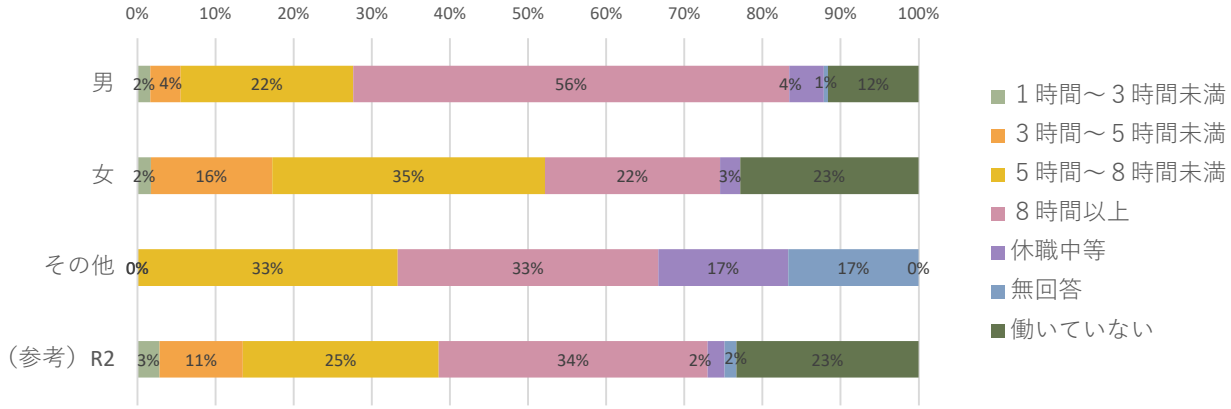


【問5】回答者属性【職業】女性

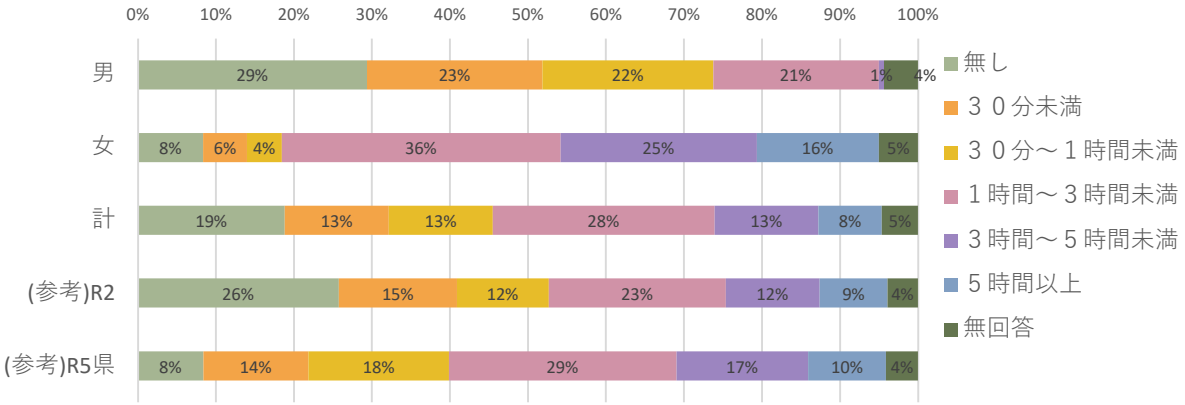


仕事に携わる時間は、8時間以上勤務している男性が半数以上であり、女性の2割と比較して男性が仕事に携わる時間が長くなっています。家事・育児・介護に携わる時間は、男性は勤務日で無しが最も多く、女性は勤務日で1時間～3時間未満、勤務日以外の日で5時間以上の回答が最も多くなっています。勤務日以外で男性は1時間～3時間未満と多くなっているが、女性の方が男性に比べ家事・育児・介護に携わる時間が長い傾向にあります。

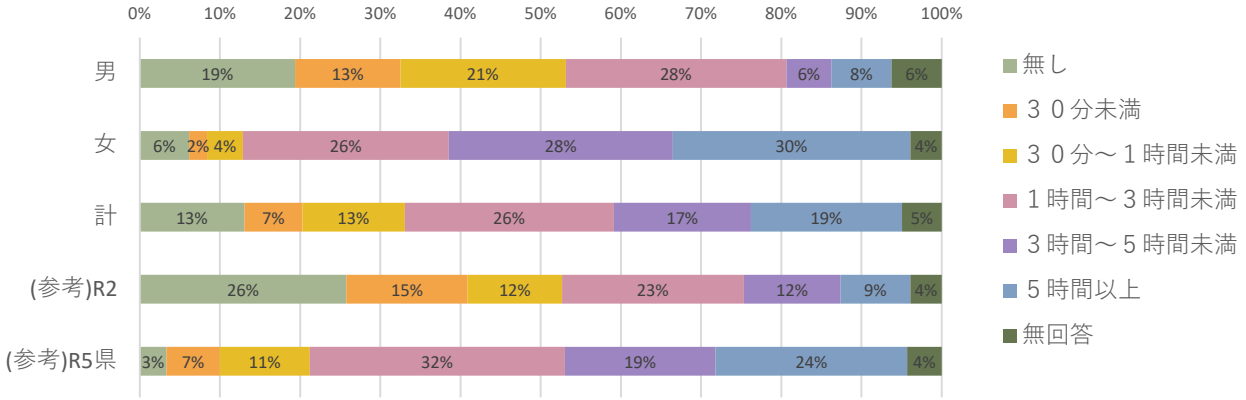
【問6】あなたが仕事に携わる時間は一日あたりどれくらいですか。



【問7】あなたが家事・育児・介護に携わる時間は一日あたりどれくらいですか。（勤務日）

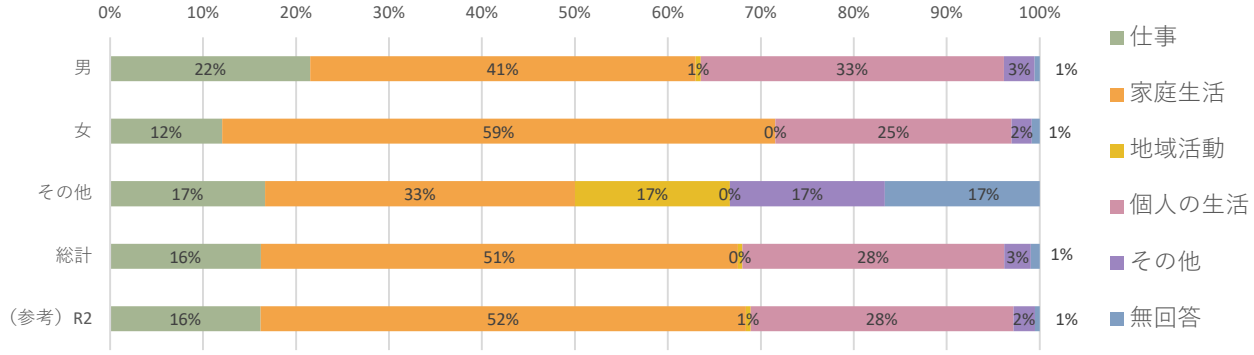


【問7】あなたが家事・育児・介護に携わる時間は一日あたりどれくらいですか。（勤務日以外）

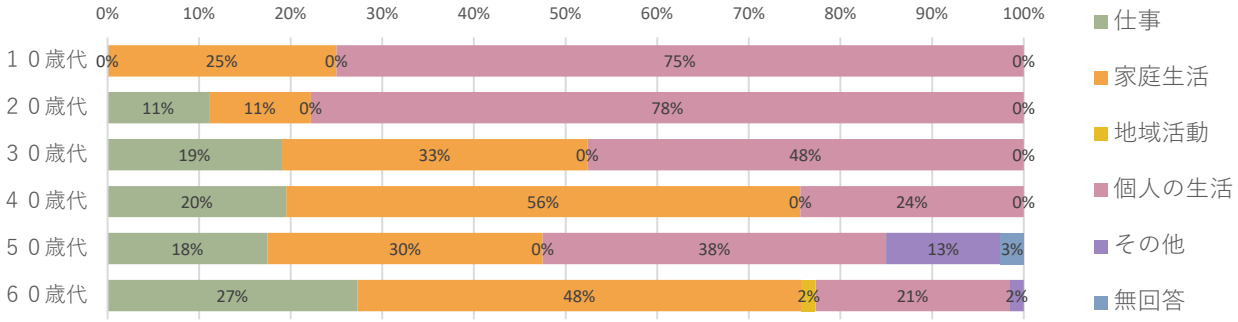


「生活の中で最も優先したいもの」については、男女ともに子育て世代は「家庭生活」多く、次に「個人の生活」を優先したいと考えられています。若年層は「個人の生活」「仕事」を優先したい人が多い傾向にあります。男女ともに家庭生活を優先したい傾向が見られます。

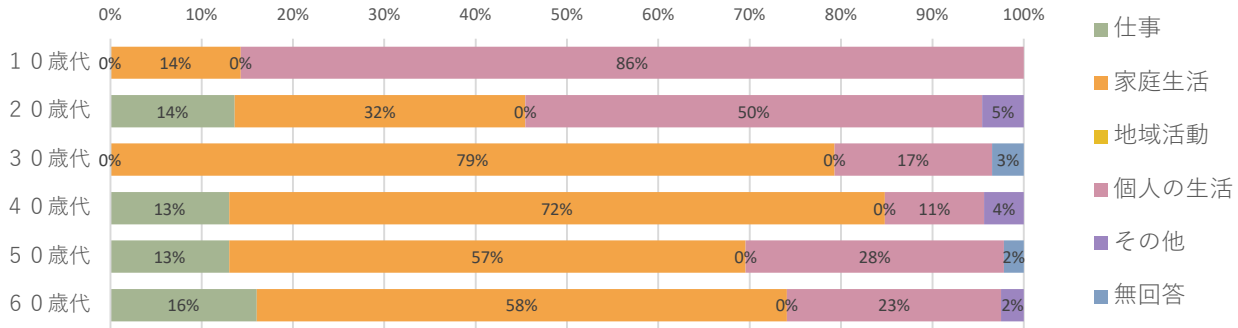
【問8】あなたが生活の中でもっとも優先したいものはどのようなことですか。(1 つ選択)



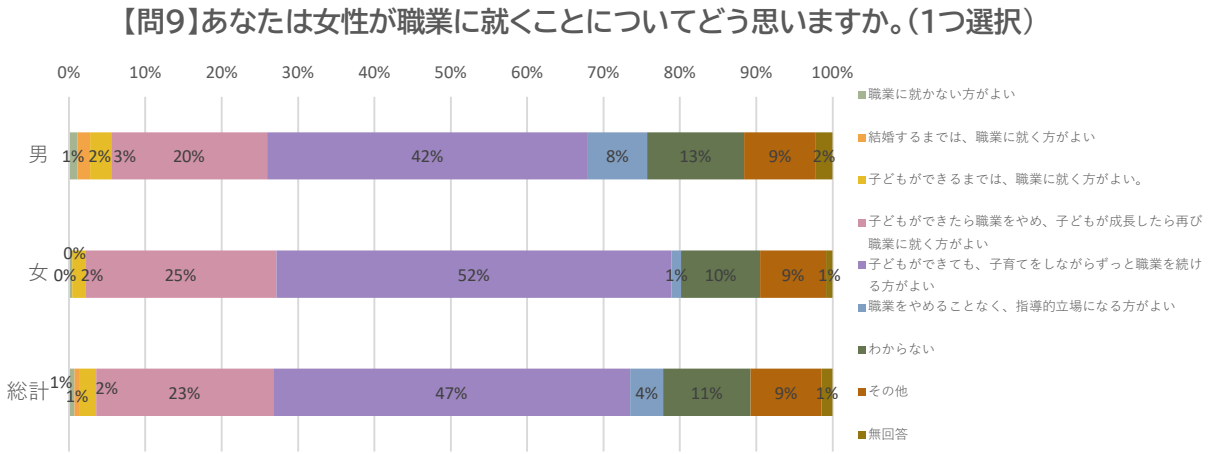
【問8】あなたが生活の中でもっとも優先したいものはどのようなことですか。(1つ選択)(男性)

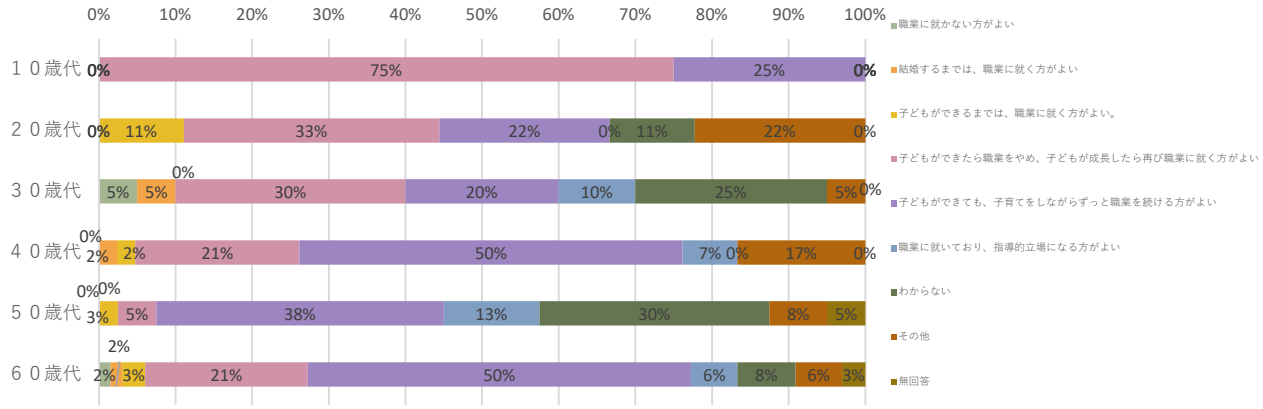


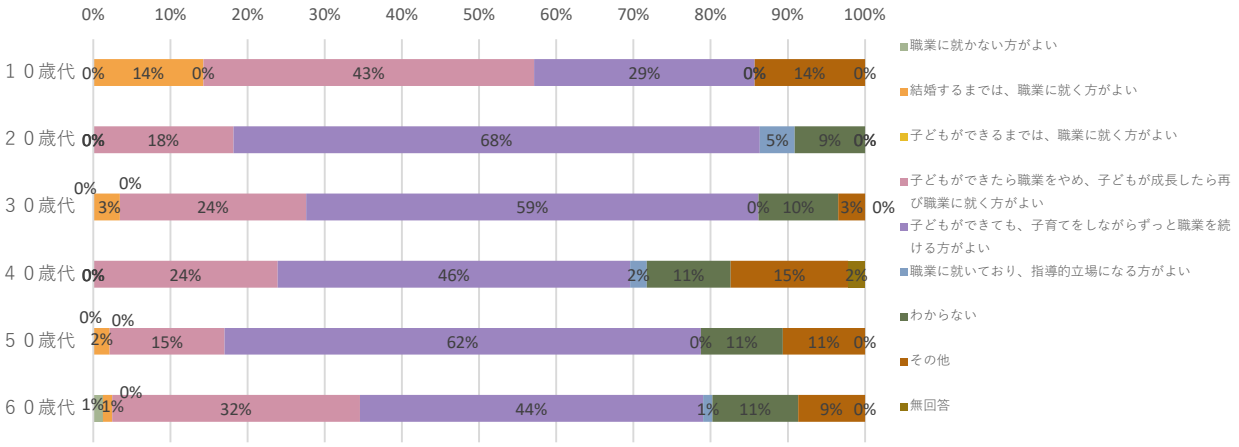
【問8】あなたが生活の中でもっとも優先したいものはどのようなことですか。(1つ選択)(女性)



男性の「10代～30代」は「こどもができたら就職をやめ、こどもが成長したら再び就業に就く方がよい」が多い回答となっています。「女性が職業を持つことについてどう思うか」については、男女ともに、「こどもができても、子育てをしながら職業を持ち続けた方がよい」が多い回答となっています。

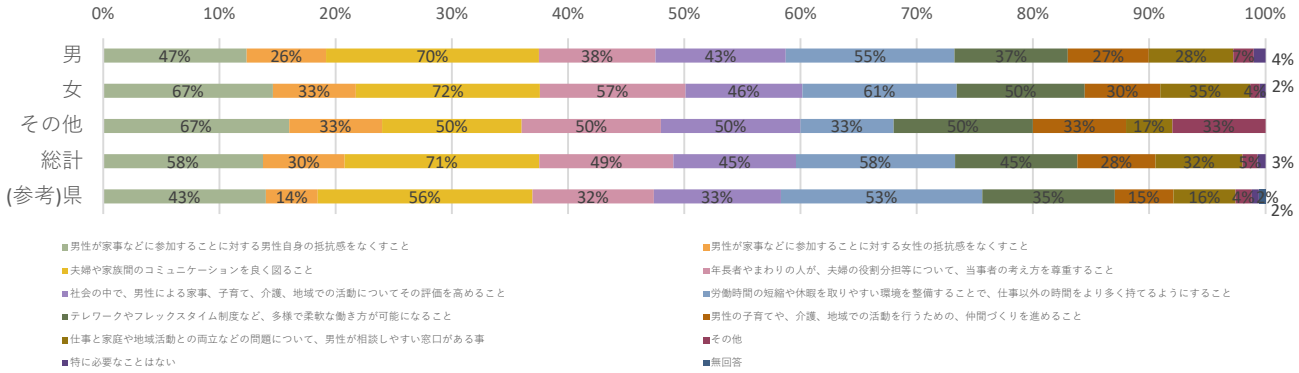




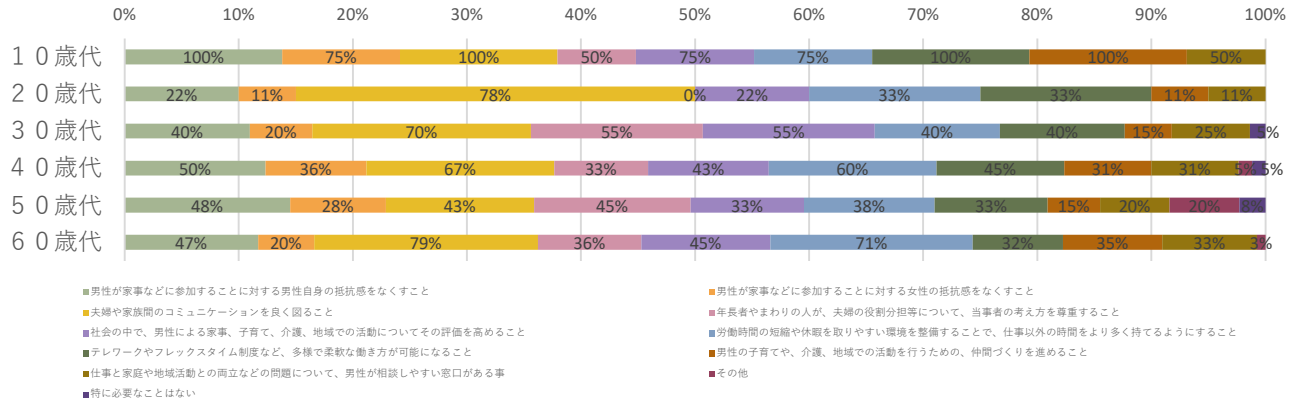


「今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うか」については、全体では「夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図ること」が多くなっています。また、年代別でも多くの年代で上位となっています。

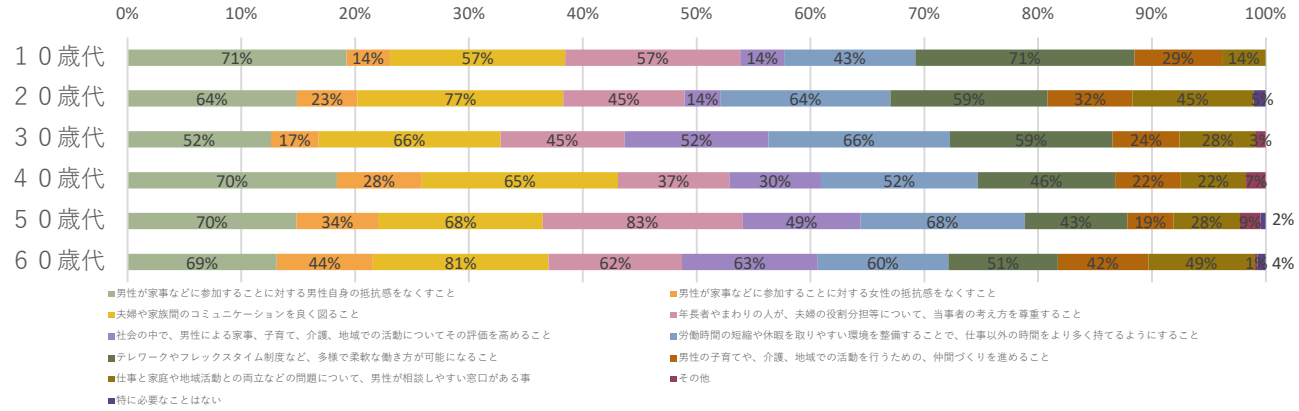
【問10】今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数選択）



【問10】今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）・男性

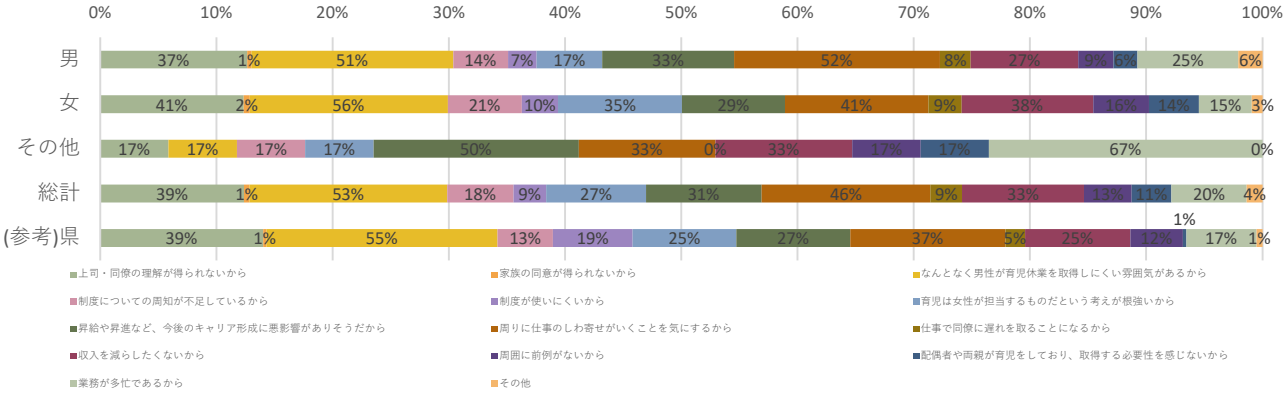


【問10】今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）・女性

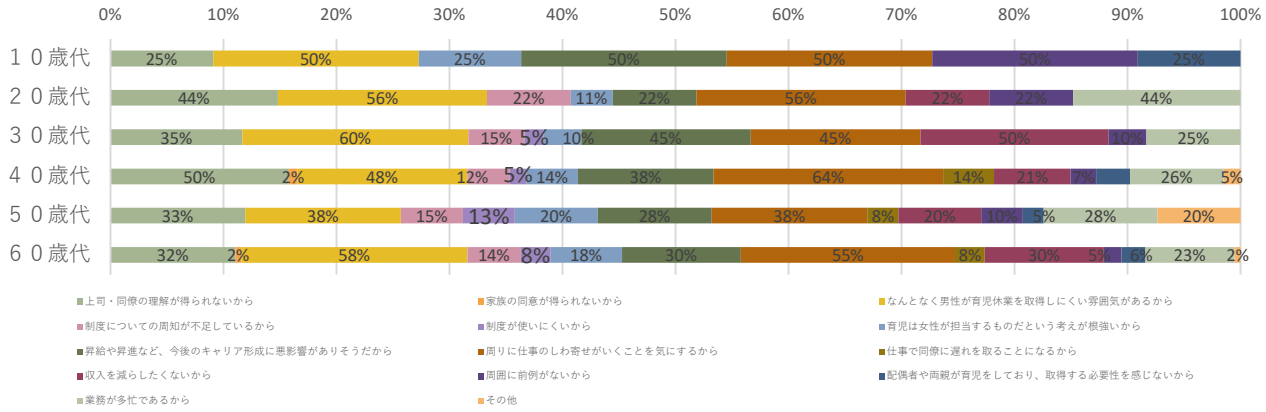


「男性が育児休業を取得しない（できない）理由」については、全体では「なんとなく男性が育児休業を取得しにくい雰囲気があるから」が最も多くなっています。また、年代別でも多くの年代で上位となっています。一方で、年代によっては「周りに仕事のしわ寄せがいくことを気にするから」などの回答が多くなっています。

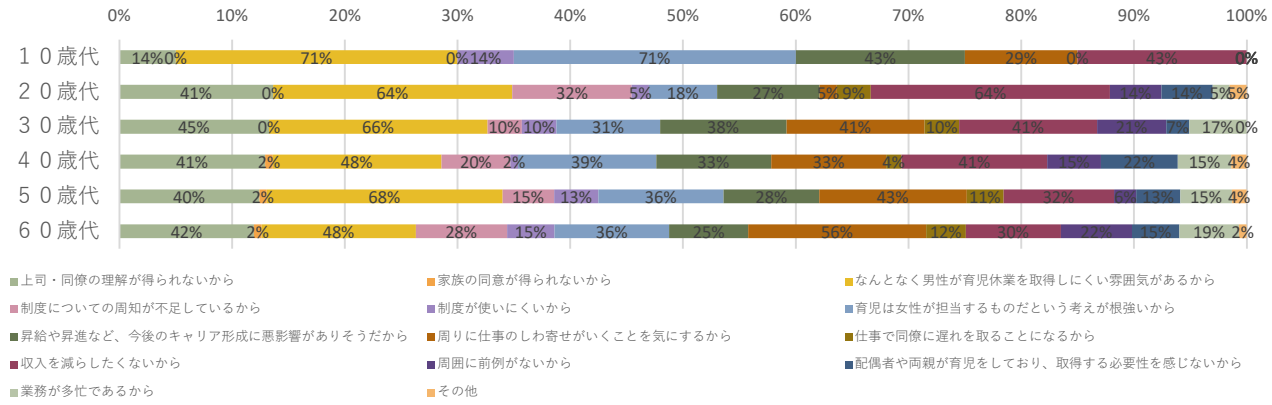
【問11】厚生労働省の「令和6年度雇用均等法基本調査」の結果によると、育児休業取得者の割合は、女性が86.6%、男性が40.5%となっております。男性が育児休業を取得しない（できない）理由は何だと思いますか。（3つ選択）



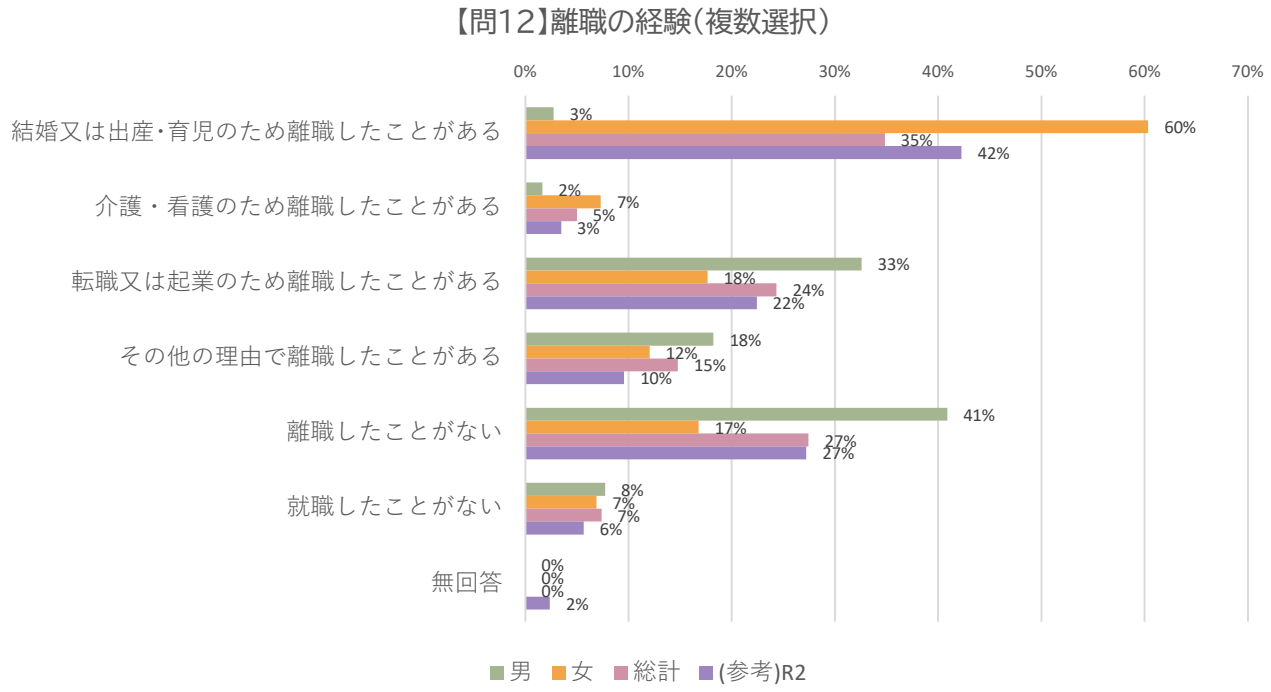
【問11】厚生労働省の「令和6年度雇用均等法基本調査」の結果によると、育児休業取得者の割合は、女性が86.6%、男性が40.5%となっております。男性が育児休業を取得しない（できない）理由は何だと思いますか。（3つ選択）男性

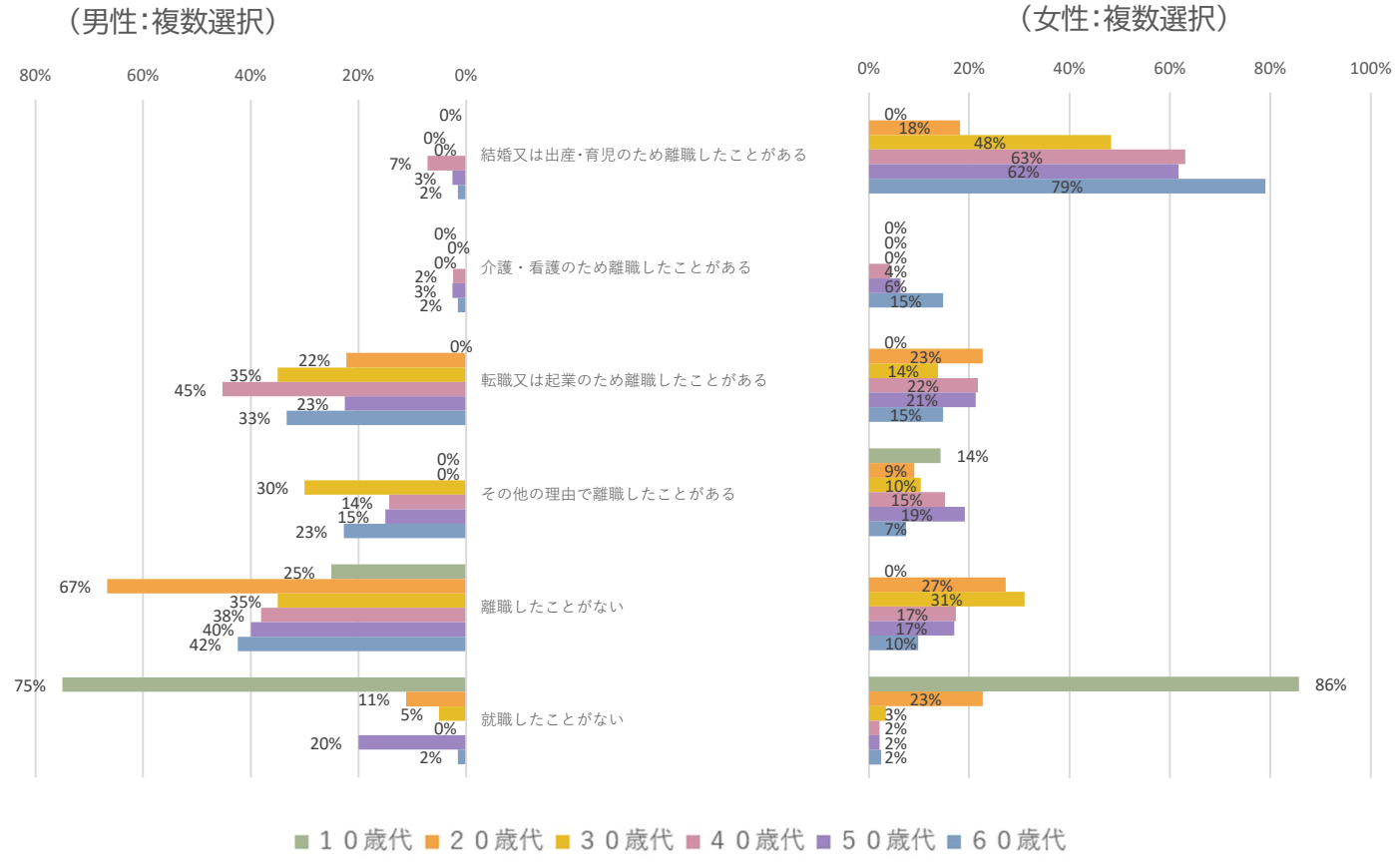


【問11】厚生労働省の「令和6年度雇用均等法基本調査」の結果によると、育児休業取得者の割合は、女性が86.6%、男性が40.5%となっております。男性が育児休業を取得しない（できない）理由は何だと思いますか。（3つ選択）女性



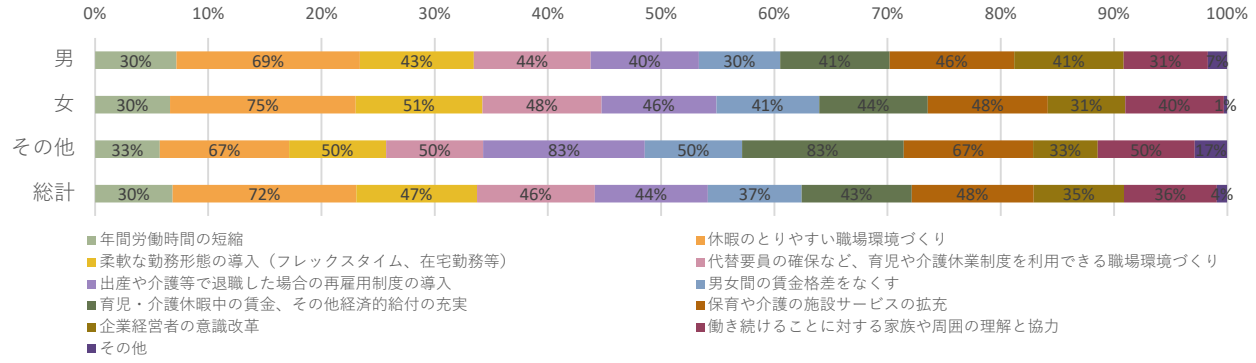
「離職」については、女性の離職理由の半数近くが「結婚又は出産・育児のため」と答えており、「こどもができても、子育てをしながらずっと仕事を持ち続けた方がよい」と思う女性が多い一方で出産子育て等のため離職する人が多い状況にあります。令和2年度と比較して、結婚又は出産・育児のために離職したことのある割合が減少しています。



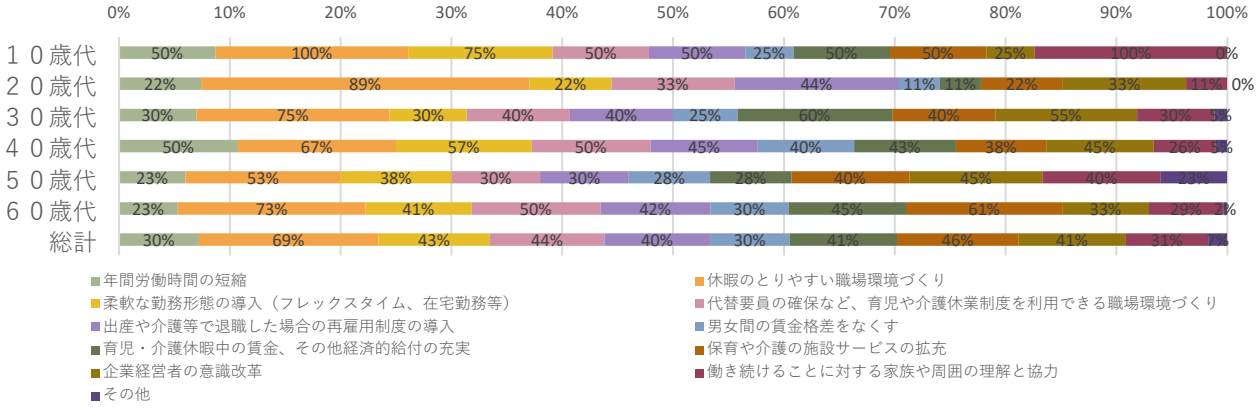


仕事と家庭を両立するためには、男女ともに「休暇のとりやすい職場環境づくり」、「柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム、在宅勤務等）、「代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用できる職場環境づくり」の整備が必要と考えています。

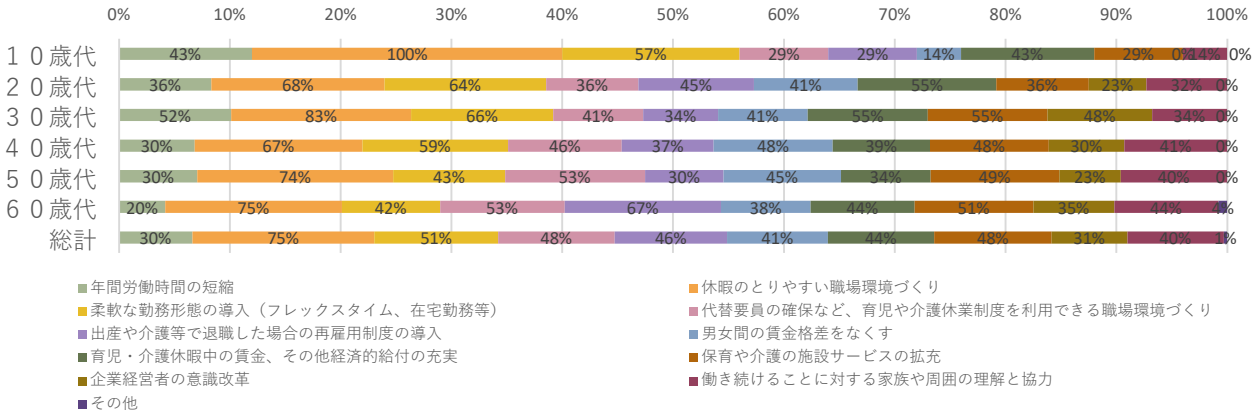
【問13】男女がともに「仕事と家庭を両立」するためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。（複数選択）



【問13】男女がともに「仕事と家庭を両立」するためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。（複数選択）・男性



【問13】男女がともに「仕事と家庭を両立」するためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。（複数選択）・女性

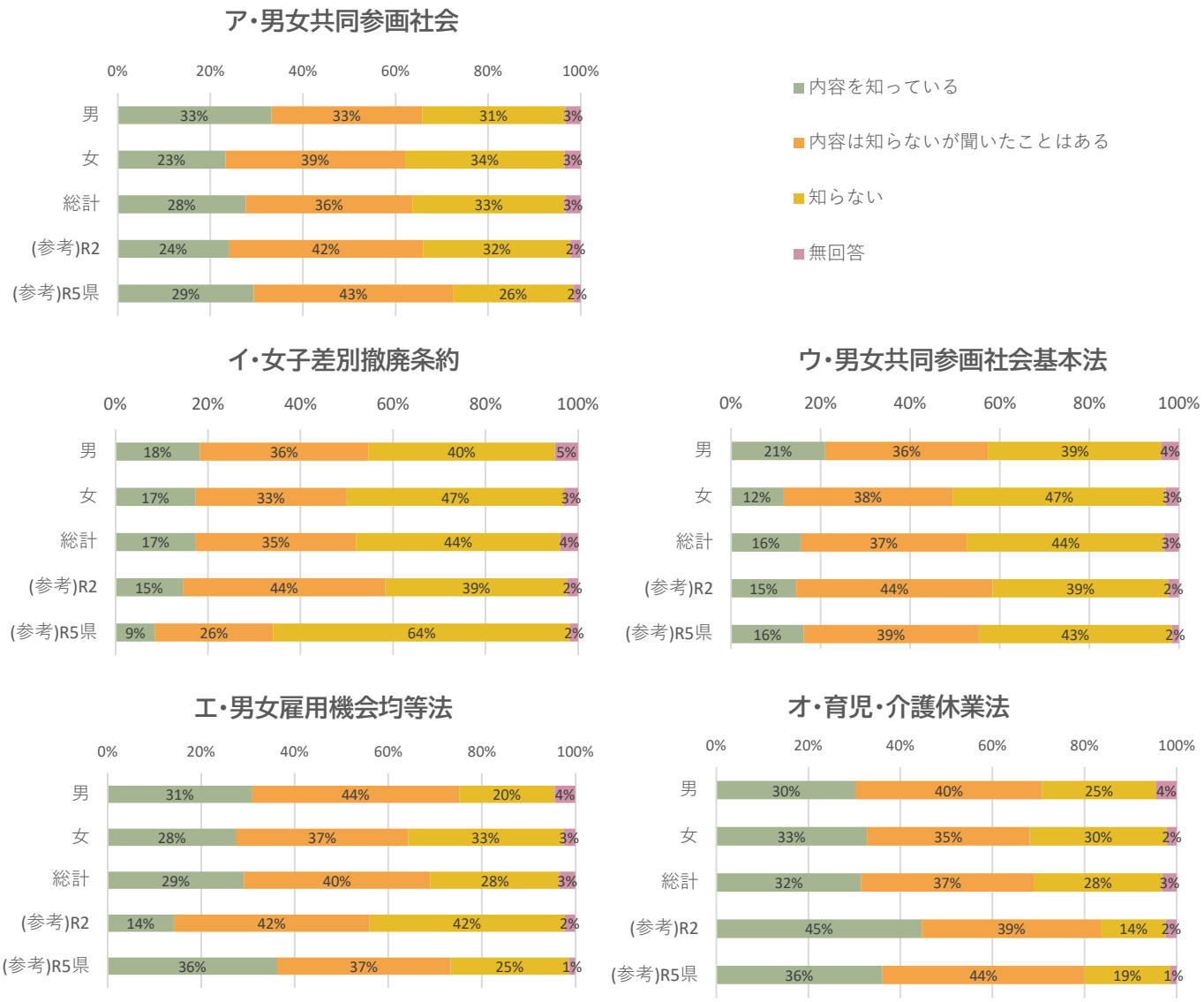


男女共同参画に関する言葉の認知度については、「内容を知っている」と答えた割合が、令和2年度の調査と比べて増加した言葉が多くなっています。特に、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は27%から44%、「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」は42%から57%と増加しています。

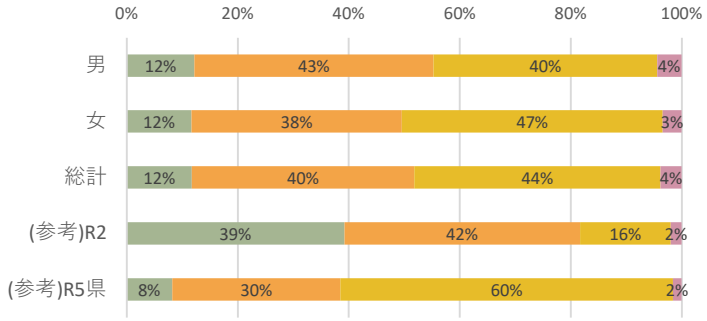
一方、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」など、認知度が低い言葉もあります。

全体として、認知度が上昇した言葉がある一方、認知度が低い言葉も多いことから、引き続き男女共同参画に関する啓発を行う必要があります。

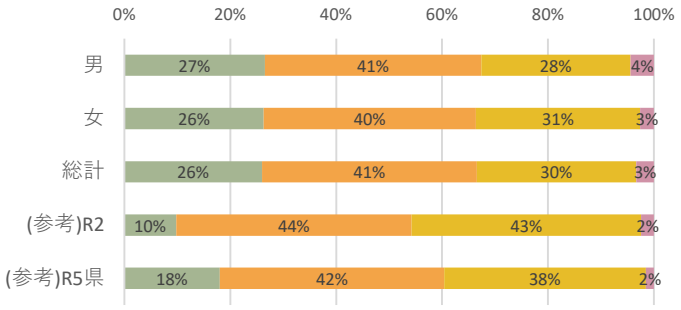
【問14】男女共同参画「あなたは、次にあげるア～スまでの言葉のうち、その内容について知っているものはありますか。



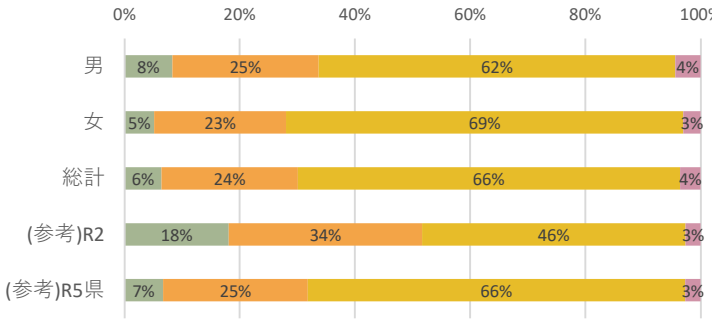
カ・女性活躍推進法



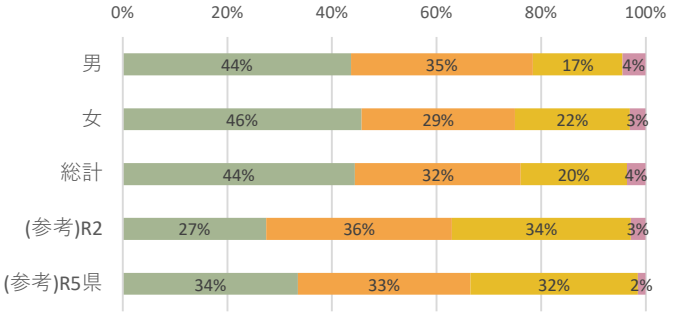
キ・配偶者暴力防止法



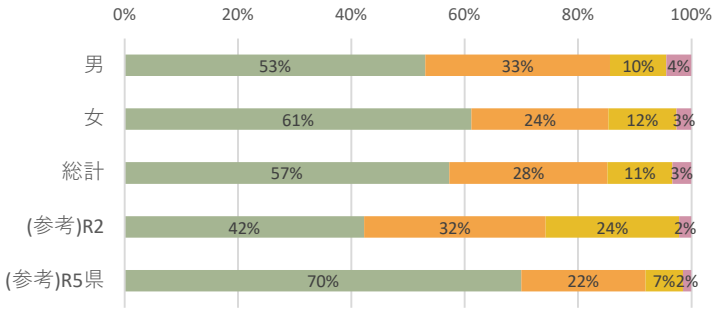
ク・ポジティブ・アクション(積極的改善措置)



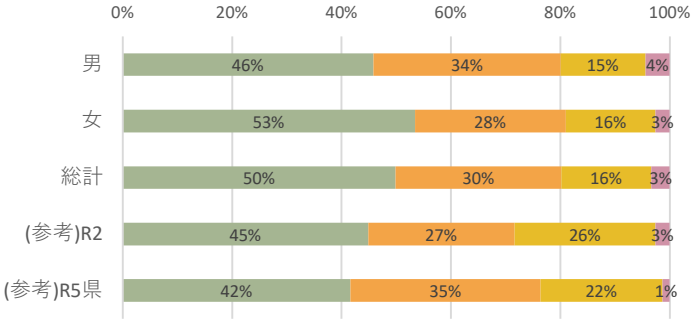
ケ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)



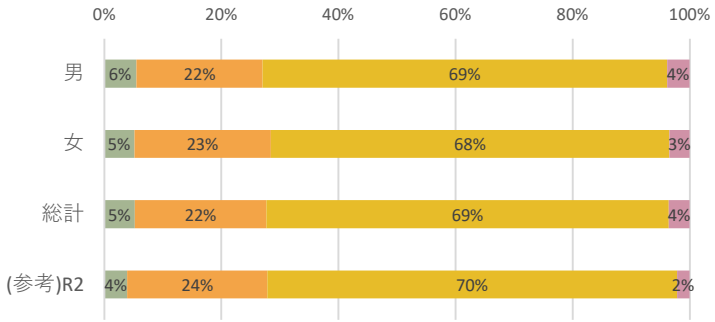
コ・ジェンダー(社会的・文化的につくられた性



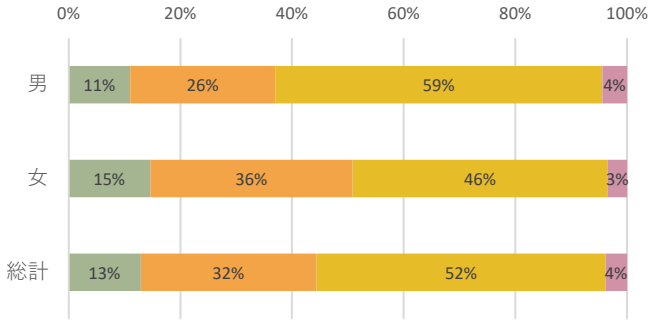
サ・LGBT(性的少数者)



シ・山県市男女共同参画プラン



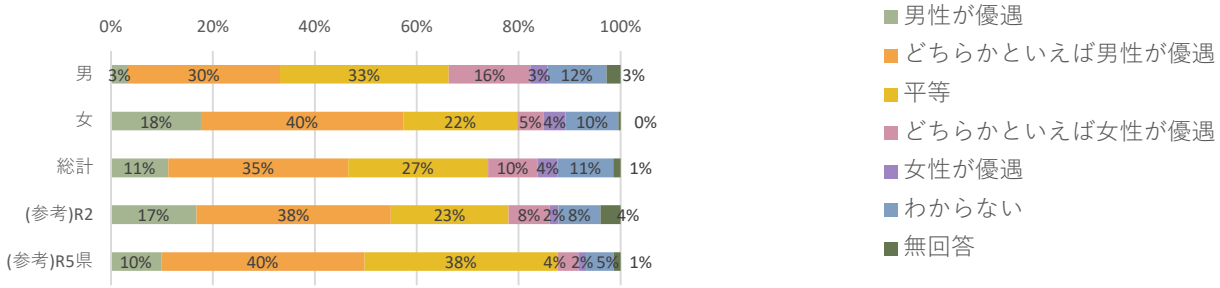
ス・山県市さくらカンパニー



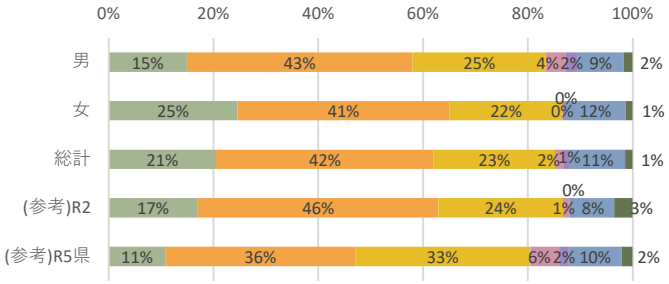
「各分野での男女の地位の平等感」については、「家庭生活の中」「職業の選択や職場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・習慣・しきたり」「家業の後継者選び」「地域の中」「社会全体」は男女ともに「男性優遇」と感じている人が多くいます。これらの項目においては、「平等」と感じている割合は男性の方が女性よりも高く、「男性優遇」と感じている割合は女性の方が男性より高い傾向にあります。また、男女ともに「平等」と感じている人が最も多いのは「学校教育の場」と「ボランティアなど団体活動の場」となっています。大部分の項目では、男女ともに「女性優遇」と感じている割合は低く、特に女性の多くは依然として社会の様々な分野で「男性優遇」と感じていると考えられます。

【問15】あなたは、次にあげるア～コで男女の地位は平等になっていると思いますか。

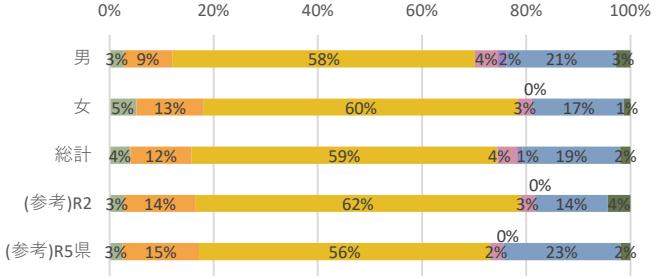
ア・家庭生活の中



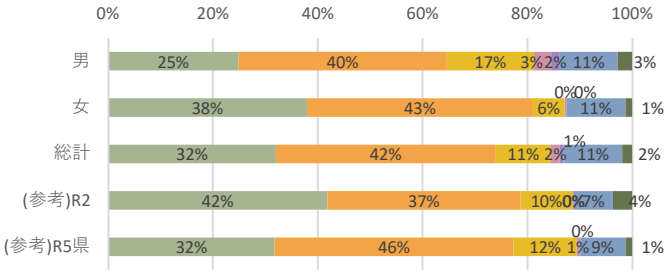
イ・職業の選択や職場



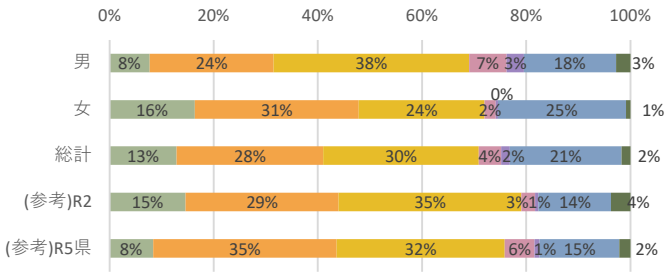
ウ・学校教育の場



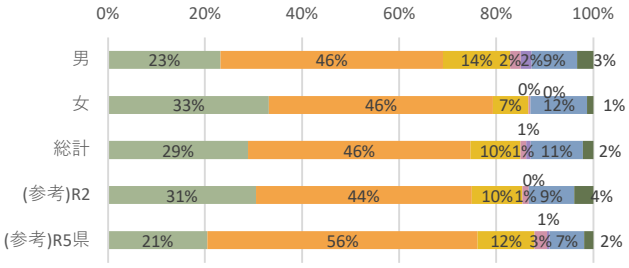
エ・政治の場



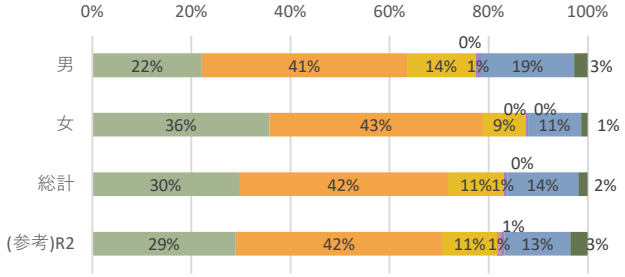
オ・法律上や制度上



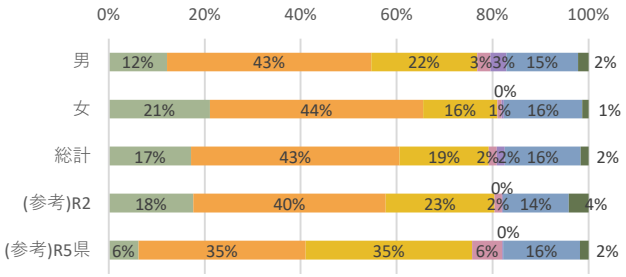
カ・社会通念・習慣・しきたり



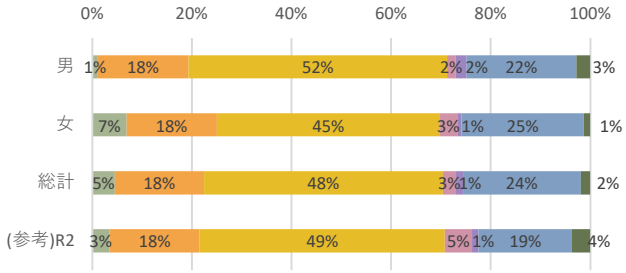
キ・家業の後継者選び



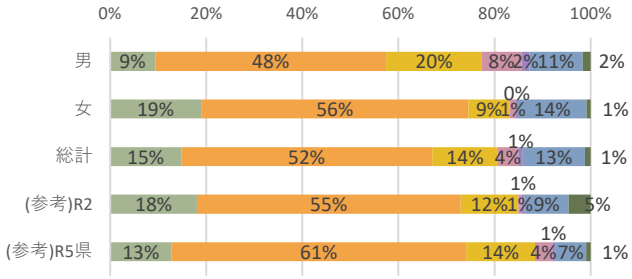
ク・地域の中



ケ・ボランティアなどの団体活動の場

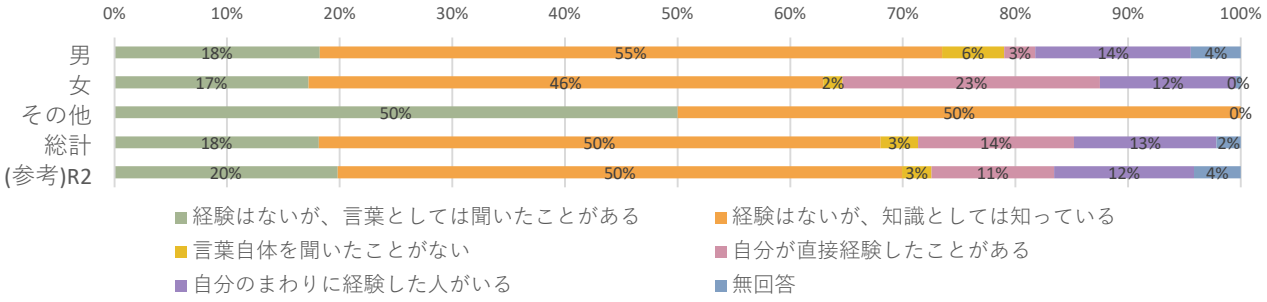


コ・社会全体

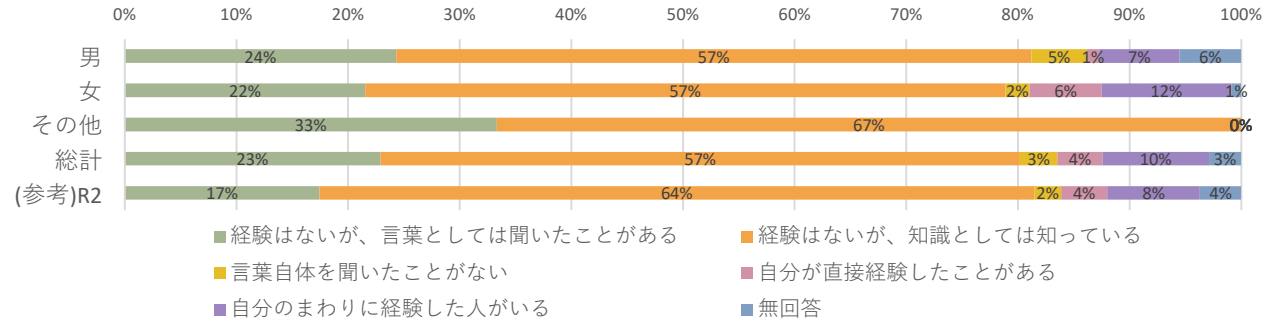


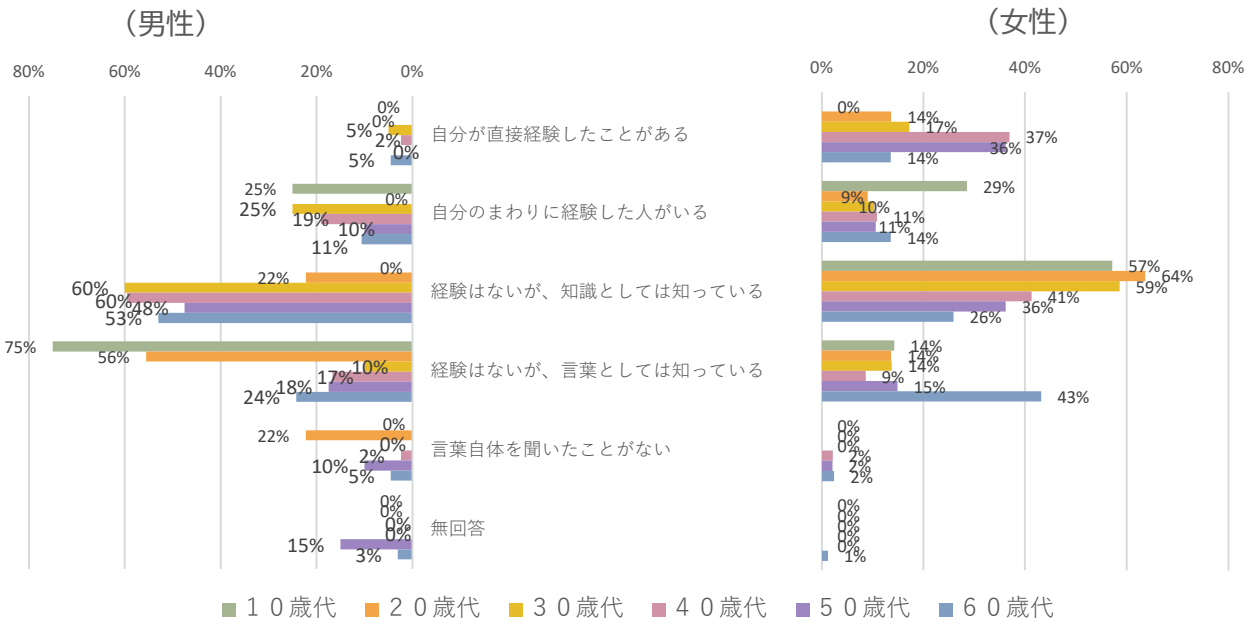
セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを知識として知っていると回答した割合は増加しています。また、セクシャル・ハラスメントについては、自分や自分のまわりに経験した人がいる割合も若干増加しています

【問16】あなたは職場や学校などで性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた経験はありますか。または、そのような場面を見聞きしたことがありますか。



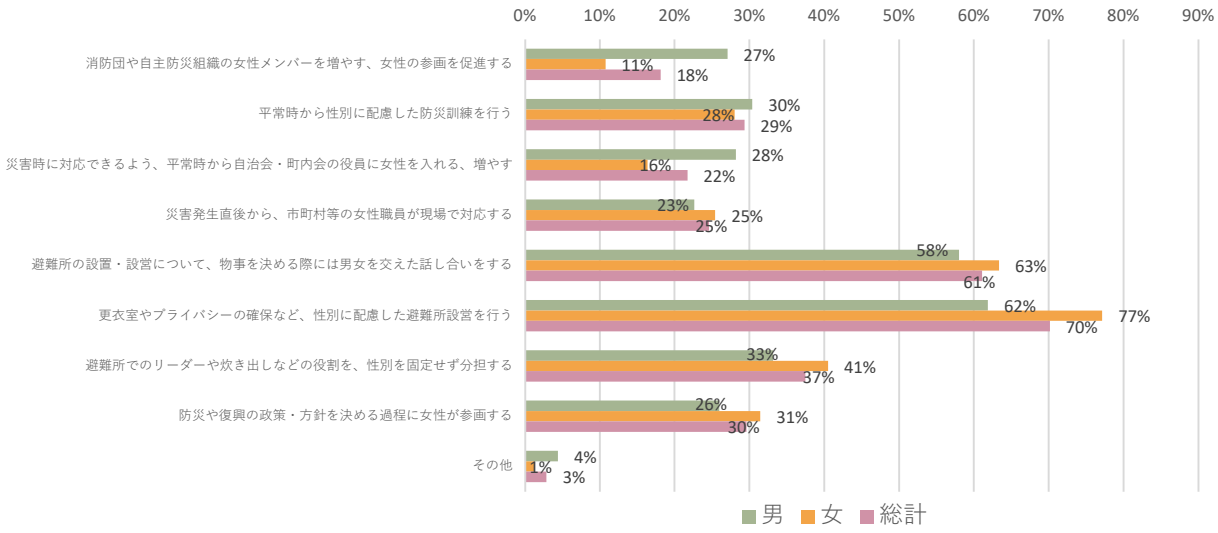
【問17】あなたは、この1年間に配偶者や恋人からDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがありますか。または、そのような場面を見たことがありますか。





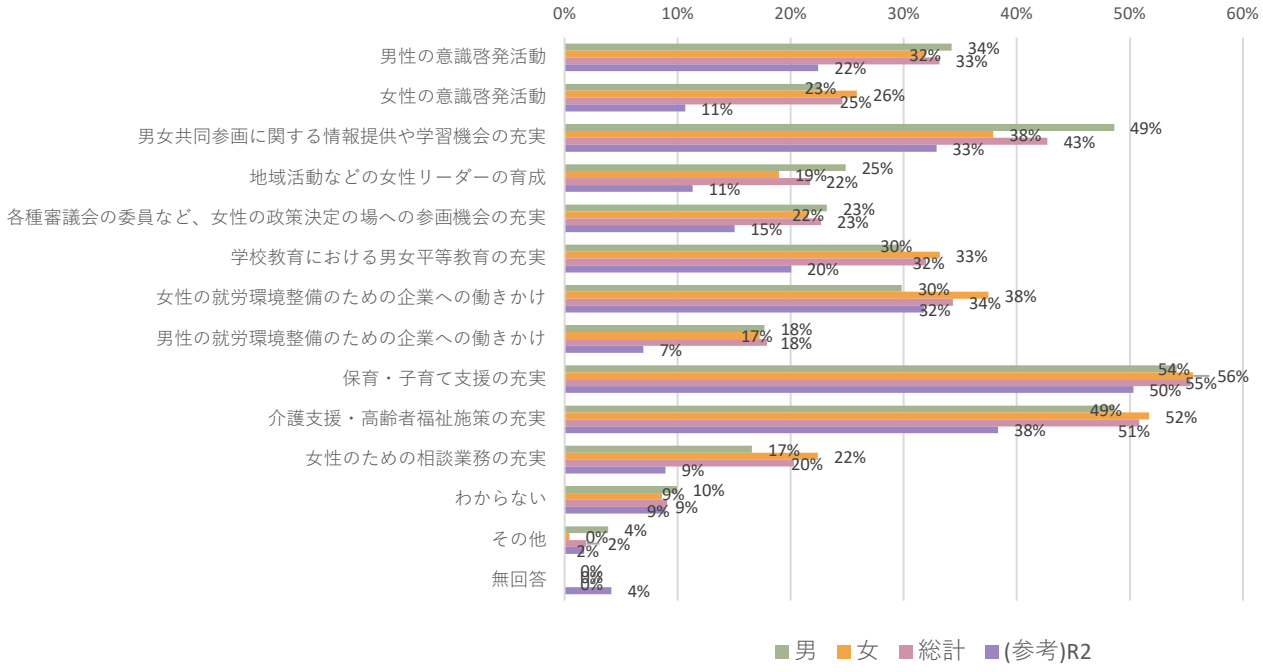
災害対応・復興対策には、男女ともに「避難所の設置・設営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所設営を行う」が必要だと考える方が多くいます。

【問18】性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のためにはどのようなことが必要



男女共同参画社会の実現のためには、男女ともに最も多いのは「保育・子育て支援の充実」が必要だと感じています。その他、「介護支援・高齢者福祉施策の充実」、「男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実」、「女性の就労環境整備のための企業への働きかけ」だと考える市民が多くなっています。

【問 19】男女共同参画社会の実現のために、行政の取り組みとして重要な施策（3つ選択）



3. 関係法令等

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重されかつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画

社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形

成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同

参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く　。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

附　則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を

勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公　表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　前項第一号及び第二号に掲げる情報

二　前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努め

なければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用する職員の男女の給与の額の差異

二　その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の

構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年4月13日法律第 31 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条にお

いて「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子

及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

(接近禁止命令等)

第十条　被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同

じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻

が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項にお

いて同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関　しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（第五章　雑則、第六章　罰則、附則　省略）

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

（平成15年10月9日条例第49号）

私たちは皆平等であり、性別にかかわりなく一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。 そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。二十一世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第一章　基本的な考え方など

（目的）

第一条　この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

（男女共同参画の意味）

第二条　この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

（基本的な考え方）

第三条　男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

一　男女が性別にかかわりなく一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

二　男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識（「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。）から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

三　県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

四　男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

五　県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

（県の責任）

第四条　県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

（県民の役割）

第五条　県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2　県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

（事業者その他の団体の役割）

第六条　事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2　事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

（県と市町村との関係）

第七条　県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2　県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

（性別による権利侵害の禁止）

第八条　県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること（「セクシュアル・ハラスメント」といいます。）を行ってはなりません。

2　県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為（「ドメスティック・バイオレンス」といいます。）などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3　県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第二章　男女共同参画を進めるために必要な施策

（男女共同参画計画）

第九条　知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2　知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手続をとります。

一　県民および事業者その他の団体（以下「県民など」といいます。）の意見を聴くこと。

二　岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会の意見を聴くこと。

3　知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

（広報など）

第十条　県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

（教育、学習など）

第十一条　県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

（情報の収集など）

第十二条　県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

（県民などへの支援）

第十三条　県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

（県の審議会などにおける委員の構成）

第十四条　県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

（事業者への協力依頼）

第十五条　知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

（男女共同参画推進サポーター）

第十六条　知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター（以下「サポーター」といいます。）として登録します。

2　サポーターは、次の活動を行います。

一　男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

二　県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3　県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

一　その活動に役立つ情報を提供すること。

二　その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4　知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その

登録を取り消すことができます。

（男女共同参画推進強調月間）

第十七条　県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年十一月を男女共同参画推進強調月間とします。

（苦情などに対する対応）

第十八条　県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談（以下「苦情など」といいます。）を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

一　男女共同参画を進めるための施策に関すること。

二　性別による人権侵害

2　知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会の意見を聴くものとします。

（男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表）

第十九条　知事は、毎年一回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第三章　岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会

（設置）

第二十条　県は、岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

2　審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

一　男女共同参画計画の策定

二　男女共同参画計画の変更

三　県民などからの苦情などに対する対応

四　その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3　審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べることができます。

（組織）

第二十一条　審議会は、委員十五人以内とします。

2　委員は、知事が任命します。

3　委員は、男女のいずれかが委員の総数の四割未満とならないようにします。

4　委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

（任期）

第二十二条　委員の任期は、二年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2　委員は、再任されることができます。

（会長および副会長）

第二十三条　審議会に、会長および副会長を置きます。

2　会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。

3　副会長は、会長が指名します。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

（会議）

第二十四条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

（特別委員）

第二十五条　特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2　特別委員は、知事が任命します。

3　特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

（部会）

第二十六条　審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2　部会の委員は、会長が指名します。

3　部会に部会長を置き、会長が指名します。

（会長への委任）

第二十七条　この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第四章　その他

（委任）

第二十八条　この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附　則

この条例は、平成十五年十一月一日から施行します。ただし、第九条第二項（第二号に係る部分に限ります。）、第十八条第二項および第三章の規定は、平成十六年四月一日から施行します。

山県市男女共同参画推進条例（平成27年3月20日条例第6号）

男女が、性別にかかわりなく、個人として尊重され、個性と能力を十分発揮できる社会を実現することは、私たち山県市民の願いです。

しかしながら、多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行が存在し、社会活動における参画の機会や行動に制約を与えている状況があることも事実です。

一方、社会情勢の変化により、家族形態や働き方が多様化する中で、性別にかかわりなく、人と人との絆を大切にして、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要な課題です。

ここに、私たち山県市民は、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画のまちづくりを目指し、豊かで活力ある山県市を築くため、この条例を制定します。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び目指す姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女一人一人が個性と能力を発揮して、もって新たな活力ある社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）市民　市内に居住し、勤務し、又は在学する個人若しくは法人その他の団体をいう。

（3）事業者　市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（1）全ての人が、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの個性や能力を発揮する機会が均等に確保され、個人として尊重されること。

（2）全ての人が、性別による固定的な役割分担意識又はその意識に反映された社会制度若しくは慣行によって社会活動が制限されることなく、互いに尊重し、協力し合いながら、自らの意思と責任において、多様な生き方を選択できること。

（3）全ての人が、社会の対等な構成員として、あらゆる方針の立案及び決定の場において、共同して参画する機会が確保されること。

（4）全ての人が、家族相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護、家事その他の家庭生活の役割を果たし、社会生活においても対等に参画する機会が確保されること。

（5）男女共同参画が、国際的な理解や協調の下に行われること。

（目指す姿）

第4条　市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項を目指す姿とする。

（1）家庭においては、家族の一員として互いに人権を尊重し、子育て、介護、家事その他の家庭生活と社会生活を両立することができ、家族それぞれが性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を選択できること。

（2）職場においては、個人の意欲、能力、個性等が適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進等に性別を理由とした差別がなく、育児、介護等の休暇を男女等しく取得することができ、男女が共に仕事と家庭生活を両立できること。

（3）地域においては、性別による固定的な役割分担意識による習慣やしきたりにとらわれず、地域活動や意思決定の場に男女が差別なく参画できること。

（4） 教育の場においては、個人の人権が尊重され、性別にとらわれず、個性と能力が生きる教育が受けられること。

（市の責務）

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者と連携し、及び協力に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を自らが率先して推進しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組まなければならない。

2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 全ての人は、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる場において、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 性別による差別的取扱い

（2） セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他人権を侵害する行為

第2章 基本的施策

（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するときは、市民の意見を聴くとともに、第15条に規定する山県市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（積極的格差是正措置等）

第10条 市長は、審査、審議又は調整等を行うための審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、基本計画に掲げる委員構成における男女比率の目標値の達成を目指すものとする。

2 市は、あらゆる分野の活動において、市民及び事業者と協力して、男女間に参画する機会の格差が生じないよう、又は積極的に格差を是正するための必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、事業者における方針の立案及び決定の場において、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。

（情報収集、分析及び公表）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

（学習支援及び広報活動）

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学習の支援及び広報活動を行うものとする。

（苦情及び相談への対応）

第13条 市長は、男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権侵害について、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携して、必要な支援を講ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定する苦情又は相談の申出を受けたときは、必要に応じて、第15条に規定する山県市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

（推進体制の整備等）

第14条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織の整備、強化に努めるものとする。

第3章　男女共同参画推進審議会

（審議会の設置）

第15条　男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、山県市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条　審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて、調査、審議及び答申をする。

（1）　基本計画の策定及び変更に関すること。

（2）　基本計画の実施状況及び進捗状況に関すること。

（3）　男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関すること。

2　前項の規定にかかわらず、審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第17条　審議会は、委員15名以内で組織する。

2　男女それぞれの委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　学識経験を有する者

（2）　市民の代表

（3）　事業者の代表

（4）　教育関係者の代表

（5）　人権擁護関係者の代表

（6）　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第18条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は再任することができる。

（審議会の運営等）

第19条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章　雑則

（委任）

第20条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

山県市男女共同参画推進審議会規則（平成27年12月28日規則第48号）

（趣旨）

第1条　この規則は、山県市男女共同参画推進条例（平成27年山県市条例第6号）第19条の規定に基づき、山県市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議及び議事）

第3条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の議長は、会長をもって充てる。

３　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務等）

第4条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第5条　審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第6条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山県市男女共同参画推進組織設置要綱(平成20年6月12日訓令甲第13号)

(設置)

第1条　男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、山県市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)及び男女共同参画推進プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(本部の所掌事務)

第2条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　男女共同参画の総合的な計画策定及び推進に関すること。

(2)　その他男女共同参画に係る重要事項に関すること。

(本部の組織)

第3条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3　本部員は、教育長、各課長(消防本部の課長を除く。)、議会事務局長、会計管理者、消防長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条　本部長は、本部を総括する。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2　本部長は、必要があると認めたときは、本部員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(プロジェクトチームの所掌事務)

第6条　プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　男女共同参画の総合的な計画策定及び推進のための基礎研究作業

(2)　男女共同参画の総合的な計画案の作成及び調整

(3)　その他男女共同参画に関する必要な事項

(プロジェクトチームの組織)

第7条　プロジェクトチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

2　チームリーダーは、企画財政課長が指名する職員をもって充て、チーム員は、あらかじめ指定した各課から選出された職員をもって充てる。

3　プロジェクトチームは、必要に応じて部会を置くことができる。

(チームリーダーの職務)

第8条　チームリーダーは、チームの会務を総括する。

(プロジェクトチームの会議)

第9条　プロジェクトチームの会議は、チームリーダーが必要があると認めたときに開催する。

2　会議の議長は、チームリーダーをもって充てる。

3　チームリーダーは、必要があると認めたときは、チーム員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条　本部及びプロジェクトチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第11条　この要綱に定めるもののほか、本部又はプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、本部長又はチームリーダーが別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年8月15日訓令甲第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年2月22日訓令甲第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成27年4月15日訓令甲第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

山県市女性活躍推進協議会設置規約（平成30年4月13日）

（設置）

第1条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に基づき、山県市における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施することを目的に、山県市女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条　協議会は、次に掲げる事項に関して協議する。

（1）　山県市における女性活躍の推進に関すること。

（2）　その他前条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条　協議会の委員は、10人以内とし、別表に掲げる者をもって構成する。

（任期）

第4条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

（会議）

第6条　協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務等）

第7条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条　協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第9条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成30年4月13日から施行する。

附　則

この規約は、令和4年1月1日から施行する。

YAMAGATA CITY

第5次山県市男女共同参画プラン

発行日　令和9年〇月
発行者　山県市企画財政課
〒501-2192　岐阜県山県市高木1000番地1
電話　0581-22-2111(代表)